

令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第3号 6月9日（月曜日）

◎議事日程 第3号 令和7年6月9日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡 覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員（1名）

6番 島田亜紀君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教 育 長	滝 誠君	経 営 部 長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教 育 部 長	中村達司君	消 防 長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	川村和哉君
総務課長	藤村崇司君	防災交通課長	吉野 勲君

市 民 課 長	富 田 圭 一 君	高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君
子育て支援課長	高 橋 正 直 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（大沢秀教君） 議員各位に申し上げます。武内都市整備部長より、一般質問1日目の光清議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） おはようございます。大変申し訳ありませんが、6月6日の光清議員の一般質問に対する答弁内容に訂正があります。

件名2、五ヶ村排水区整備事業についての②本年度の整備内容についてのところで、雨水調整池の接続部分から市道犬山公園小牧線までの区間にある幹線水路を暗渠化し、車道としての利用が可能になる旨の答弁をしましたが、正しくは一部区間でしたので、訂正をいたします。

大変申し訳ありませんでした。

◎議長（大沢秀教君） 議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。3番 増田修治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） おはようございます。3番、創大会の増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました3件について、一般質問を始めさせていただきます。

今まで私も何度か住宅や建築物については、いろいろな方面から施策についてや提案などもさせていただきました。その中で、以前、犬山市における賃貸と持家の割合について伺わさせていただきました、持家比率が75%ということでした。

持家のうち分譲マンションなどもあるでしょうが、およそ7割の方が戸建てに住んでいるのが今の犬山の実情です。

私は、20年ほど住宅建築の仕事をしてまいりまして、思う部分もあるのですが、福祉分野では健康増進、フレイル予防、健康診断など、人の健康寿命を延ばし、末永く安心して暮らせるようにしていくことを行政としても強く推進をしておりますが、健康維持していくためにも、住まいというものも切っては切り離せない関係であり、衣食住の三つの充足を持って、健康と長生きはつながると考えております。

今回は、住まわれる住宅の健康増進、有効な利活用を主眼に置いて質問をさせていただきます。

それでは、件名1、福祉住環境についてです。

現在周知のとおりですが、高齢化社会へと着実に向かっており、今年2025年は団塊の世代が75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者となる2025年問題が大きな課題として懸念されております。

こうした高齢者の方々が安心して過ごせる住まいがあることは、健康のためにも重要です。そこで、高齢者向けの住宅施策の取組として、国土交通省を中心とした住宅行政と、厚生労働省を中心とした福祉行政があり、この連携を強化して、自宅に住み続けられる施策を行っていくことは大切です。

そこで、要旨1、介護保険制度の住宅改修についてです。

介護保険制度を活用して、福祉住環境の整備、住宅改修の補助を行う住宅改修費助成制度がありますが、この制度の概要、利用実績についてお伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） おはようございます。ご質問にお答えをいたします。

介護保険制度における住宅改修は、要介護または要支援の認定を受けている方が、自宅で安心して暮らし続けることができるよう住環境を整えるための制度で、工事費の20万円を上限として、所得に応じ、その9割から7割が保険により賄われる制度となっています。

対象となる工事は、手すりの設置、スロープなどによる段差の解消、滑り防止のための床材の変更、引き戸などへの扉の取替え、あるいは便器の洋式化などとされています。

過去3年間の実績、金額は給付費ベースで申し上げますが、3年間の実績としましては、令和4年度は281件で、2,843万6,010円、令和5年度は275件で、2,727万4,427円、そして、令和6年度は302件で、3,045万9,736円となっています。

また、実際の改修は、複数の内容を組み合わせて行われることが少なくありませんが、令和6年度における工事の内訳を見ますと、多い項目から順に、「手すりの設置」が288件、「段差の解消」が56件、そして「扉の取替え」が30件と続いています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

結構な数が使われているということで、今後も推進していただきたいと思います。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となっていく中で、この制度をこれからもっともっと普及して増えていくことが想定されます。本格的な介護が必要となる前に利用していただけるよう、今後も周知していただき、制度利用へとつなげていただければと思います。

それでは、要旨2のほうに移ります。在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業についてです。

先ほどの要旨を踏まえまして、犬山市には在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業という制度があり、要介護や要支援に該当しなかった方向けに設けられた犬山市独自の制度で、女性議会や、以前の玉置議員の質問でも上がっており、利用頻度が少ないことから、一時期なくなっておりましたが、復活、実施されております。

そこで、お伺いいたします。

この制度の直近3年ほどの利用実績についてどうなのか、また、どのような方が利用されているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業は、先ほど議員がご紹介いただきましたように、要介護または要支援の認定の結果が「非該当」とされた方であって、住民税非課税世帯に属する方の住環境を整えることを目的として、ご自宅が必要と認められる工事を行った場合に、10万円を上限として、かかった工事費の9割を助成する制度です。

先ほど申し上げた介護保険制度の住宅改修の対象となる工事と同じとなっております。

過去3年間の実績としましては、令和5年度に2件、19万3,600円の助成がありましたが、令和4年度と令和6年度については、申請と助成がありませんでした。

なお、令和5年度に施工された工事の内容を見ますと、2件とも手すりの設置となっております。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

先ほども言いましたとおり、今後、高齢化に伴い後期高齢者の方が続々と増えていくことを踏まえ、できる限り健康で安心して自宅で過ごすことを推進していくためにも、要支援、要介護になる前の早期改修工事の実施を行うことが必要であり、資材高騰もしており、工事費も材料費も上がっておりますので、使っていただきたい大切な助成事業であります。

ですが、実績数を聞く限り、あまり認知、周知がされていないように感じます。助成事業としてせっかく復活して取り組んでいるのであれば、もう少し利活用が進むよう周知していただければと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

こうした事業については、もちろん市民自身が情報を得ることは重要だとは思いますが、私も長年リフォームの提案などをしてきた中で、当時はこうした助成事業があることを知らず、もし知識として持っていれば、ほかの工事の際にも商談の材料の一つとして追加工事提案することもできたなというふうに感じました。

そこで、お伺いいたします。

こうした情報は施工業者、工務店などへのあっせんは行っているのか、また行っているのであれば、どのように行っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

まず、この事業は、介護保険の隙間を埋める性格であり、決して多くの方を対象とするものではありませんが、広報や窓口での紹介に加え、高齢者あんしん相談センター職員による世帯訪問の際の紹介であったり、地域のサロンでの説明であったり、市民への周知というのは積極的に行っております。

一方、施工業者に対しての周知は、相手が不特定多数となることもありまして、令和5年度に、議員が先ほどおっしゃったとおり、この事業を再開した際に実施したきりで、それ以降は実施していないというのが現状です。

また、お尋ねの施工業者などへのあっせんというのも行っておりません。

今般の議員のご指摘を受けまして、まずは市内の施工業者に対して事業の周知を行わせていただいたところで、今後も定期的に周知を行ってまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

補助金はある以上、使ってもらいたいものではありますので、市内業者などとの連携を取ることで、普及、活用にもつながると思いますので、まずは市内業者への告知などを行い、利活用につなげていただければと思います。

正直、私も工務店にりましたが、建築業者は高齢者支援課には出向くことは少ないと思いますので、都市計画課などとも連携を取って、普及啓発を進めていただければ幸いです。

それでは、続きまして要旨3、悪質リフォーム詐欺についてです。

昨今、ニュースでもよく取り上げられておりますが、匿名・流動型犯罪グループ、通称トクリュウによる犯罪が発生しており、その一つとして、悪質リフォーム詐欺被害が増加しております。昨年は統計を取って以降、過去最多の摘発となっており、社会問題ともなっております。

これは特に高齢者宅などをターゲットとして、強引な訪問販売や、点検と称して、屋根や床下などについて、不必要な工事を迫り、高額なリフォームにつなげたりするといった手法を展開していたりする業者で、近くで工事をしていたら、瓦がずれているのが見えて、それが気になりまして、よかったら無料で屋根点検しましょうかと、このようにうたい、不安をあおったりして、高額なリフォーム工事につなげるという手法、いわゆる点検商法と言われる手法で詐欺を行っております。

特に高齢になってしまうと、リフォームや簡単な修繕などもおっくうになったりする部分もあり、自ら自身の住まいに関心を持って問合せをして、修繕を行うことを遠ざかったりすることもあり、なかなか気づきににくくなってしまい、こういった不具合に気づきにくな

てしまい、点検商法により不安をあおられてしまうと、彼らもある種その道のプロであり、徹底的に応酬話法の訓練であったり、スキームを組んでおりますので、そのまま口車に乗せられてしまうといったこともあります。

これだけ情報社会になって様々な媒体で注意喚起の発信をしているにもかかわらず、過去最多の摘発となっており、非常に問題視されております。

そこで、お伺いさせていただきます。

特に高齢者に限っての部分で、こうした詐欺の周知などはどのような手法で行われているのか、お伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 申し訳ありません、先ほどの答弁のちょっと修正を先にさせていただきますと思います。

先ほど議員もおっしゃったように、住宅リフォームの助成の復活が、令和元年度が正しいです。私、先ほど令和5年度と申し上げましたが、令和元年度ということで訂正をさせていただきますと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

現在、高齢者の方々に対して行っているリフォーム詐欺の周知としましては、高齢者あんしん相談センターによる注意喚起や、地域のサロンの中での情報共有などが挙げられます。

また、リフォーム詐欺に特化したものではありませんが、高齢者の権利擁護の一環として、警察や産業課など関係機関とともに、消費者被害の予防啓発として、講座・広報・ライン等による周知を行っているところであります。

議員ご指摘のとおり、リフォーム詐欺というのは増加しております。当市の高齢者というのも決して他人事ではないと思っておりますので、できる限り多くのチャンネルから繰り返しの注意喚起を行うことが何よりも大切だというふうに考えておりますので、ケアマネジャーなど介護保険の事業者への協力要請を行うほか、今年度には、多くの高齢者を対象としたアンケートを実施する予定ですので、それを活用するなどして、高齢者がトラブルに巻き込まれることがないように、積極的かつ効果的な注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。なかなか高齢になると、こうした情報を得るのも難しくなったりします。ですが、ここまでに挙げさせていただいた助成事業の普及であったり周知の徹底は、ある種、こういった悪徳業者による詐欺を防ぐ効果もあると考えます。というのも、こうした工事を行う際には、行政に見積りや写真などを提出し、審査するという手順があり、これがある種の検問のようになり、被害を未然に防ぐ一助になると考えます。

高齢者の方がこうした悪質な被害に遭いそうな際に、どんな助成事業があるかなと疑問を抱き、行政にまずは相談するといったスキームや意識醸成ができれば、詐欺被害を減少させることにつながるのではと考えます。

また、窓口に相談に来られた際に、当市とゆかりのある良質な修繕、営繕の会社をあつせんすることも、市としては大切な要素でありますので、建築業者と連携して、こうした助成制度の普及、詐欺被害撲滅にも力を入れていただけることに期待したいと思います。

今回はリフォームの部分について挙げさせていただきましたが、こうした犯罪グループもどんどん進化しており、新たな詐欺手法を開発していることと思います。様々な媒体、手法の下、こうした詐欺被害撲滅の周知をお願いできればと思います。

それでは、続きまして、件名2のほうに移ります。件名2、住環境整備について。

こちらでは、もう少し広い世代で質問をさせていただきます。

また、先ほどの分野は、福祉行政、こちらは住宅行政となりますので、別の件名としてお伺いさせていただきます。

冒頭にも軽く触れましたが、人の健康については定期的な健康診断やスポーツイベント、その他様々な啓発活動を通して様々な取組がなされ、自分や家族の心身のことでありますので、誰もが関心を持っております。ですが、こうした取組を通して、末永く健康で居続けるということは、住まいに末永く住まうということも言え、住まいを住みやすくしていくことは、長寿でいてもらうためにも必要不可欠です。

また、特に高齢者の死因の中には、住宅内での転倒事故なども多く、先ほどの件名で上げたような福祉改修工事を推進していくことは、健康増進のためにも必要不可欠なことであります。

こうした心の健康、体の健康、そして、それに付随した住まいの健康をしっかりと保っていくことは、安全に安心して末永く犬山市、そして自宅に暮らし続けていただくためにも重要です。

そこで、本件では、住宅の維持管理から空き家の課題などといった形で質問をさせていただきます。

要旨1、補助事業について。

犬山市には住宅リフォーム補助金があります。この補助制度は住宅を長く持たせるといったことというよりは、近居、同居などの促進からの移住定住に視野を置いた制度ではありますが、この補助金は今年度で終了予定となっております。まずは、この辺りの経緯、利用実績についてお伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

住宅リフォーム補助金は、定住促進や空き家発生の抑制、さらには地元建設業の発展及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、平成30年度から令和7年度末までの制度です。

直近3年間の実績といたしましては、令和4年度が23件、補助額は合計612万7,000円、令和5年度が22件、615万9,000円、令和6年度が16件、349万2,000円となっております。

次に、廃止の経緯についてですが、このように多くの活用実績はあるものの、令和4年度から実施している利用者へのアンケートでは、補助金が犬山市に住み続けるきっかけとなっ

たかとの問いに対して、「どちらとも言えない」、「きっかけになっていない」の回答が合わせて54%と半数以上になりました。

さらに、制度のもう一つの目的としている空き家発生抑制に対しては、抑制を図るよりも空き家の流通を促進することが効果的と考えています。

これらの制度に対する効果を踏まえて見直した結果、現在のリフォーム補助金を廃止し、課題となっている空き家の流通促進を主体とした制度への切り替えが必要と判断しました。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

それでは、続いて再質問させていただきます。

もう少し詳しくお伺いさせていただきますが、今後、この制度に代わるような代替案は検討しているのか、お伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

住宅リフォーム補助金の廃止による代替としては、空き家の発生抑止及び流通と定住人口の増加を目的とした「あきや活用支援事業補助金」を今年度から創設しています。

この制度は、空き家バンクに2年以上登録されている空き家を購入する人に100万円の補助を行う制度で、その空き家のリフォームを行った場合には、さらに20万円の上乗せ補助を受けることができる制度となっています。

今後も住宅に関する補助制度については、5年の期間を設けながら、効果を検証し、市が抱える問題解決につながるよう、制度検討を進めていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

リフォームによる空き家抑制から流通促進ということで、今までとは少し毛色が異なる制度となることが理解できました。流通を促すのも非常に大切ではありますが、個々が保有している建物を改修して、世代を超えて住み続けるといったことも大切だと考えます。中には先祖代々の土地や建物であり、売却などを厭う世帯もいらっしゃると思いますので、効果検証の上、検討いただければと思います。

そこで、要旨2、ホームインスペクションについてです。

住宅関連の仕事についていないと聞きなじみがないかもしれませんが、いわゆる住宅状況調査をこのように言います。このホームインスペクションについては、中古住宅購入の際に行っているかどうかの説明が義務化されたこともあり、添付資料のように売買時には活用されてきておりますが、なかなか住んでいる住宅となると、施工した住宅メーカーによるところもあり、築年数がたっていたり、倒産していたりすると、おざなりになってしまいます。

インスペクションといっても、添付のような構造、雨水浸入に関する部分だけでなく、床下、設備、外壁の劣化、クラック、屋根、とい、給排水、電気設備、シロアリなど多岐にわたり、住宅の健康診断のように広範囲で行い、劣化状況を把握し、適切な営繕を促すもので

あり、住宅を末永く安心して住み続けていただくためにも行っていただきたい点検です。

車は車検、体は健康診断と、誰もが行う検査ではありますが、住まいの検査においてはなかなか普及をしておりません。住まいは人の人生とともに歩む大切な相棒であり、この点検の意識を一人一人がご自身の住宅に向けられないものかとも思います。

こうした点検意識を醸成していくことができれば、先ほどの詐欺への防犯意識にもつながりますし、点検し、建物を維持修繕する意識の醸成は、今後の社会にとっても重要であり、住まい、まちを健康で長生きさせるためにも、まちの美観、景観のためにも、流通、商業発展、犬山市自体の不動産の価値維持にもつながるとも考えます。

そこで、改修、売却、賃貸等の検討の際に活用できる補助制度を設けている自治体がありますので、一つ事例として添付資料をご参照いただければと思います。

こうしたホームインスペクション、住宅の健康診断を普及することは、今後起き得る震災、詐欺被害予防、空き家対策、不動産流通などにもつながると思いますので、当市も推進してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ホームインスペクションは、新築やリフォームの最中、売買のタイミングなどで専門家が第三者の立場で住宅の状態を確認する調査で、住宅の長寿命化の効果だけでなく、購入者にとっては安心材料の一つであると認識しています。

一方、専門家による調査ではありますが、目視できる範囲での調査が基本となるため、隠れた瑕疵を見つけることは難しい場合があります。また、調査の結果、小さな不具合や欠陥が見つかったとしても、それが大きな問題として誤解され、住宅メーカーや建築業者とトラブルになることが懸念されます。

また、この調査は個人の資産である住宅の価値を上げるものであることから、市が推進する場合は、市の住宅に係る課題解決につながるよう、目的を明確にすることが重要であると考えており、現段階で推進していくことは考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

確かに挙げられたようなデメリット部分も少なからずあるとは思いますが、私の趣旨としては、瑕疵を見つけるための普及ではなく、あくまでも犬山市にある住宅を長もちさせ、適正な修繕、営繕につなげていただきたいと思いますし、提案をさせていただきました。

こうした制度の認知普及は、住まなくなった住宅、古くなった住宅を今後どうしていくかを考える上でも重要です。先ほど挙げたようなリフォーム詐欺被害予防にもつながります。

どうしても売買のほうに目が行きがちではありますが、先ほど申しましたとおり、世代を超えてその土地、犬山市に永住し続けるという意味でも大切であると考えます。

どうしても住宅は個人資産でもありますし、踏み込みにくい部分ではあると思いますが、今後、大相続時代を迎えるに当たり、空き家が増加していくことと想定され、発生してしま

った空き家を有効に活用していくためにも、制度普及が進んでいければと私は考えます。

1軒1軒の住まいが集合してまちを形成しております。こうした部分は、個人資産だからと踏み込まずにいることが、個人資産であるはずの住宅を空き家という行政課題にしているとも考えます。

そこで、続きまして、3、空き家についてです。

先ほどのホームインスペクションからの流れであります、当市も空き家バンクに物件情報などの掲載があり、不動産売買といったこともあり、先ほど言ったようにホームインスペクションの実施の説明義務があると思います。

ここでお伺いいたします。

空き家バンクなどに掲載されている物件は、どのような形態を取って流通されているのかお伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

空き家バンクは、犬山市空家等対策計画においても、行政が関わることで空き家等を市場に出す仕組みとして、平成28年度に制度化しました。

所有者の登録については、特に負担をかけずに登録できることで、気軽に相談できる要素となっています。

これまでの空き家バンクの成約実績については、令和6年度末時点で、累積登録件数が66件に対し、成約等が54件であり、約8割が成約に結びついています。

また、最終的な売買契約は、仲介も含めて当事者間で行うことから、ホームインスペクションの実施は求めています。

そのため、ホームインスペクションの実施状況については、空き家バンク掲載情報とはしていないため、実施の有無について把握はしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

それでは、再質問です。

以前も質問させていただきましたが、空き家問題は空き家になる前の対策が非常に重要です。その一助が、先ほど挙げたホームインスペクションの普及だと私は考えます。

様々な事象から空き家になってしまうと思いますが、意識を持って点検を行い、賃貸や売買などの活用に応用できれば、空き家対策の解決につながると考えます。

住まいは生き物のようで、しばらく使わないと朽ちる速度は早まりますし、朽ちてしまうと、まちの景観や衛生にも影響を与えます。先ほどとの関連になりますが、空き家流通促進のためにも、空き家になり得る物件及び1年程度経過した空き家に対しては、このホームインスペクションの実施を推奨してはどうかと考えます。

近隣自治体では、春日井市が空き家対策の一つの手法として、1年以上空き家になっている物件に対するホームインスペクションの助成事業を設けております。

そこで、先ほどのホームインスペクションと同様に、こういった制度も検討してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

ご提案のホームインスペクションについては、先ほどの答弁のとおりデメリットもあるため、助成制度を新設することは考えていません。

そのため現段階では、より一層の空き家の流通促進に力を入れてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

答弁自体は前向きなものでもなく、残念ではありますが、売買時に売主・買主が抱える既存住宅の品質などに対する不安を払拭し、安全・安心な既存住宅の流通を行うためにも、ホームインスペクションの実施説明が義務化されてきております。流通促進に力を入れていくのであれば、こうした制度普及は重要であると考えますし、全国的にも今後もっともっと普及していくと考えます。他市に乗り遅れることのないよう、制度普及については注視していただければと思います。

今回、住宅の適切な維持管理推進のために、ホームインスペクションを挙げさせていただきました。住宅は放置するとすぐに朽ちてしまいます。しっかりと検査を行い、適切に美観を保っていけば、使い道もありますし、何よりまちの景観にとっても非常に大切です。こうしたことを行うことで、経年で朽ちていく速度も落とせ、世代を超えて永住する住まいとなり、売却や賃貸などにもつなげやすかったりすると考えます。

住まいの美観を保ったり、適切な営繕を行い、長く住める環境を整えることは、健康にとっても、まちづくりにとっても、今後の税務、相続、空き家などにも密接につながっており、長い目で見て、この分野をサポートしていくことが大切であると私は考えます。

犬山市に住むということは、個人資産である住宅に住むということとも同意であります。こうした取組の普及は、当市の不動産としての価値、人気を守り、まちを維持していくためにも、まちづくりとしても大切なことであると思いますので、今後、力を取り組んでいただけるよう期待して、次の件名に移ります。

件名3、公共建築物の点検について。

こちら先ほどからの流れになります。この分野に関しては、以前、インフラクライシスといったテーマで一般質問をさせていただき、予防保全をしっかりと取り入れて、計画的に維持管理を行っていくといった答弁をいただきました。

そこで、今回は広い範囲で大枠をお伺いしたので、今回は先ほどと関連してお伺いさせていただきます。

要旨1、維持管理の点検について。

当市も数多くの公共建築物を保有し、維持修繕にも日々取り組まれておられ、安全に市民が使えるようにされていることと思いますが、こうした建物のインスペクション、点検はど

のように行われているのか、お伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共建築物の点検については、通常の施設管理の一環として実施しており、事業者への施設管理委託や、設備の保守委託など、各施設の管理状況によって手法は異なりますが、職員の直営も含めて定期的に実施されています。

また、施設ごとに「施設カルテ」を作成しており、法定による点検はもちろんのこと、内装や設備、外構などにおいて実施した点検結果について、履歴として記載する仕組みとなっており、このカルテに基づき、実施計画への計上や予算要求を行っています。

一方、建物の劣化や不具合を調査し、欠陥や修繕箇所を確認するインスペクションについては、施設ごとの状況に応じて一律的に実施することが望ましいと思われませんが、現状としては、築年数が経過し、老朽化が進んだ施設を対象とした、部分的な調査・点検の実施にとどまっています。

令和6年度に実施した例としましては、休日急病診療所で実施した耐力度調査や、保健センターで実施した外壁調査などが挙げられます。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

当市において、例えば最近で言えば橋五子ども未来園の新築工事、そして、するすみ交流センターの改装工事など、公共工事がありました。こうした新築やリフォームも施工した後というのは、不具合なども発生したりすることもあります。

そこで、お伺いいたします。

こうした竣工した建物の補償やアフターメンテナンスの対応、定期点検などはどのような形となっているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

新築や改築された公共建築物について、本市では、工事契約約款において、契約不適合が見つかった場合に、受注者に責任を問える期間を2年としているほかは、建物自体に、新築保証やアフターメンテナンス、定期点検の契約などを行っていません。これについては、近隣他市町も同様の対応になっています。

一方、建物内の空調などの設備機器や、防水材の資材は、個別にメーカー保証が適用されているものがあり、資機材に応じて保証年数が設定されています。そのため、資機材で、メーカー保証の対象になっているものについて、個別にアフターメンテナンスを受けていますが、建物自体に修繕などの必要な箇所が発生した場合には、その内容や原因に応じて対応す

ることになります。

基本的には、施工不良が原因とされる箇所に対しては、施工者において改修を実施していただくよう求め、施工不良が原因でない場合は市の発注による改修となります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

私も長く住宅業界にいて、住宅の場合であれば、ちょっとした不具合の補償や定期アフターメンテナンスの訪問、不具合チェックなどもあったので、そういったものはないのかなと思ひ、お伺いさせていただきました。

先ほどからお伝えしているとおり、建物の健康維持のためにも、長く使いたいのであれば、しっかりとお世話をしてあげることが大切であり、当然建物は永久に持つものではありませんし、今が大丈夫だから明日も大丈夫といったものでもありません。

目に見えない間にだんだんと蓄積して、ある日爆発したりするのが、建物や設備であると思います。すぐに買い替えできるものであればいいのですが、そうはいかないのが建築物であり、不具合があってからでは遅いので、新築といえどしっかりと点検も進めていただければと思います。

それでは、要旨2、修繕・営繕についてです。

自分自身も古い建物の点検であったり改修をしてきたので、建物を見ると、ちょっとした不具合が気になったりしてしまう部分もあったんで、今回質問させていただきます。

こうした補修等の必要性の判断は、どういった基準で行われているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共建築物の補修などについては、計画的に実施していくことが理想的ですので、向こう4か年の市の具体的な施策を定める実施計画の策定過程において、各施設の修繕や改修予定を把握しています。

しかしながら、施設の維持管理に充てられる財源には限りがありますので、予定されている修繕や改修を、全てが計画どおり実施できるわけではなく、予算編成の段階において、実施時期や内容の見直しの判断を行うこととなります。

その際の判断基準としましては、特に安全性と緊急性に重点を置き、優先順位をつけていきます。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

個人的には先ほどの住宅からの流れとなりますが、公共建築物は個々人の住まい以上にメンテナンスに力を入れていただきたいなと感じます。広く利用される公共建築は、市民の税金を用い建てておりますし、市のブランドイメージにもなり、寂れた印象はなるべくないようにするのが理想であると思います。

そして、メンテナンスとは、構造的な部分や漏水などだけではなく、外壁や鉄部などの美観も含めてのことであると考えます。

当然ながら、建物も年を取れば、どこかが傷んだり弱ったりしてきます。建物に少しでも長く活躍してもらいたいのであれば、メンテナンスサイクルも古い建物ほど新築時と比べて増やしていく必要があると思いますし、そうしないと普及は進んでいきます。

現在なかなか捻出する予算がないからこそ、建物を長く安全に使い続けるためにも、将来的な建て替えや解体、統廃合なども見越した上で、長期的スパンでメンテナンス等にも取り組んでいただければと思います。でなければ、こうした建物たちは将来に積み残した負の遺産にもなりかねません。

市内にある住宅も含めた建築物も含めて、健康に長生きしていくことが、まちの美観、景観、将来のためにも必要です。建築資材、工賃も上がってきており、ますますこうした工事は後回しにされる可能性もあります。住宅も含めてインスペクションの普及、メンテナンスの徹底に努めていただければ幸いです。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告をいたしました3件について、順次質問をさせていただきます。

件名1、外国籍の市民の消防団活動についてであります。

2年前、私が議員になって最初に所属した常任委員会が総務委員会で、その年の所管事務調査が多文化共生でした。そうしますと、犬山市においても外国人市民が多く在籍し、様々な国籍の方々が、様々な価値観で生活を営まれている、そういうふうに感じました。

中には私たちと同じように生活をしてみえて、一見すると分からないが、国籍は日本国籍でない、そういった場合もあり、そういった方々とも一緒に地域を盛り上げるというようなことも当たり前になってきた、そういうふうに感じております。

以前、ちまたで聞いた話ですが、外国籍である場合、例えば消防団で活動をする際には、公権力の行使ができない、そういったことから、日本国籍の団員とは同じように活動ができない場合があると耳にいたしました。

外国籍の方が消防団で活動しようとする場合、どのような弊害が考えられるのか。また、これは犬山市に限った話ではありませんので、国として何かしらの解決策を示しているのか

お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

外国籍の消防団員の活用における弊害と解決策については、総務省消防庁から令和7年1月31日付の通知で見解が示されています。

まず、弊害についてですが、日本国籍が必要とされる公権力の行使に該当する例として、火災現場での市民や関係者から必要な情報を得る行為、安全確保や二次災害防止のために実施いたします立入禁止区域の設定、あと消火活動中の家屋の破壊活動等が挙げられております。

次に、解決策の従事できるとされる、公権力の行使に該当しない例として、資機材の運搬、水利の確保などの後方支援活動、要救助者の搬送、傷病者の手当て、住民への避難の呼びかけや避難誘導、安否不明者の搜索、危険箇所の見回りなどの警戒活動、道路などへの土のうの設置、平時の広報活動、救命講習の指導、通訳・翻訳業務が挙げられております。

以上を踏まえ、外国籍の消防団員の活動は、各市町村の実情に応じて適切に対応するよう国から示されております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁で、火災現場での活動に様々な制約があると理解をいたしました。反面、公権力の行使に該当しない解決策というのも様々なあると感じました。

ここで、要旨2点目、外国籍であっても、消防団員として期待できる活動について伺いたいであります。

先に申し上げましたように、様々な国籍の方が様々な価値観で私たちと一緒に生活を営んでいる、そういうふう感じております。苦楽を共にするというわけではありませんが、やはり地域で頑張っていただける方、積極的に地域活動に参加していただける方とは、消防団でも共に活動していきたい、そういうふうに思うわけであります。

要旨1の答弁の中にもありました、国が示した外国人消防団の活用の方針になぞらえると、公権力の行使に該当しない解決策の範疇になろうとかとは思いますが、どのような活動が期待できるのか、見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

当市の人口に対し、外国籍の方は令和6年度末で3.97%を占めており、消防団員の中に外国籍の方が在籍することで、相互理解を深め、新しい価値観や発展を生み出すことが期待されるものと考えます。

例えば、大規模災害時において、避難所での外国人住民に対する通訳や相談、平時におい

ては、救急講習や防災教育がより効果的に行われるものと考えます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

外国籍の方が令和6年度末で3.97%おみえになるということで、相互理解は重要と私も感じています。答弁にもありましたように、大規模災害時の避難所での外国人住民に対する通訳や相談は大いに期待したいものであります。

そこで、要旨3点目、他の自治体を参考に、外国人消防団を結成することはできないかあります。

先に申し上げましたように、2年前、初めて議員になって、参加した常任委員会が総務委員会で、所管事務調査が多文化共生でした。その際に、私が参考にした資料の一つに、令和3年8月、総務省が発行いたしました、多文化共生事例集、令和3年度版というものがあります。

その中では、日本全国の外国人住民に対するコミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と、社会参画支援といった先進事例が多く紹介をされ、災害時の支援体制整備として11の事例が紹介をされていました。

中でも滋賀県草津市の事例は、外国人による機能別消防団ということで、要旨2点目でご答弁いただいたような、期待すべき内容を具現化した消防団となっております。

今の犬山市で火災が発生した場合、外国人市民が罹災をし、そのアフターケアが必要になるケースも十分に考えられます。

他の自治体の先進事例を参考に、機能別消防団を結成することができないか、見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

他の先進自治体の例で、外国人住民を対象とした避難者への通訳や生活相談、平時における救命講習や防災指導等を実施する機能別消防団を結成している自治体があることは認識しております。

特定の役割や機能に特化して活動する機能別消防団については、団として機能を継続させるに一定数の外国籍消防団員の確保が必要となり、また、機能別とはいえ、消防団員として活躍していただくに当たり、訓練環境や教育内容に特別な配慮が必要になってまいります。

今後、こうした機能別消防団の結成も必要になってくるとの認識はあるものの、現状、当市は外国籍消防団員の入団に制限は設けておらず、国籍に捉われることなく入団することが可能な状態となっておりますので、外国籍の消防団員の活動範囲をより明確に示し、入団を希望する外国籍の方に対しては、個別丁寧な案内と説明に努めるとともに、現団員に対しても十分な教育指導を行うことで理解を図り、外国籍の方も既存の消防団に入団しやすい環境を整えていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

犬山市の人口規模と外国籍の住民の比率、消防団でそれぞれの役割で助け合うという意味では、ただいまの答弁は機能別消防団員よりも適した解決策だというふうに感じました。

今日は要旨1から3の質問に対する答弁で、外国籍の方を消防団に迎え入れる場合についての課題や解決策、期待される消防団での共生について大変理解が深まりました。

相互理解の下、それぞれの役割で助け合い、多文化共生社会によりふさわしい消防団となっていくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

件名2、プロポーザル契約の在り方についてであります。

令和7年4月臨時議会では、（仮称）犬山市屋内型キッズスペース整備事業の工事請負契約について審議いたしました。

請負契約金額が約4億5,000万円という大がかりなものでありました。この議案審議では、多くの議員から様々な質疑があり、採決の際には私ども日本共産党犬山市議団は、反対の姿勢を示しました。

今回の議案で、なかなか理解に苦しんだのは、2者のプロポーザル審査委員会の審査結果と、施設指定管理者選定審議会の答申が異なった結果となり、最終的に市長の判断によらざるを得なくなった、そういったことでした。このことは全員協議会の資料だけでは読み解くことが困難で、追加資料が提出されて初めて分かりました。

私としては、令和7年4月臨時議会の議案審議を通じて、相当無理やりにDBO一体としてのプロポーザル審査を進めたように感じました。

ましてO、オペレーション、運営の部分について、別に施設指定管理者選定審議会をするのであれば、そもそもDBO一体で進めたり、プロポーザル方式にする必要もなかったように思います。

既に令和7年4月臨時議会では、様々な角度で質疑がされておりますが、大変重要なことですので、要旨1点目として、キッズスペースのDBO方式での進め方と、プロポーザル方式で進めることとなった経緯について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

屋内型キッズスペースを整備するに当たり、事前に整備手法を検討し、昨年11月に決定をしました。

整備手法を検討する中では、設計、工事、管理運営をそれぞれの段階で別々に発注する従来の整備手法、設計、工事の部分を一括発注し、管理運営は別発注とするDB方式、民間で資金調達を行い、設計、施工、管理運営を一括発注するPFI方式、それから、DBO方式を、事業スケジュール、サービス水準の向上、事業の効率性、コストといった視点で比較し、その結果、今回の事業については、DBO方式が最適であると判断し、採用をしました。

審査結果は、DBの部分について審査したプロポーザル審査委員会と、Oの部分について審議した公の施設指定管理者選定審議会の答申が異なることとなりましたが、プロポーザル

事業における手順のとおり、入札契約審査会を経て、市長決裁により、契約の相手方を決定したことは、4月の臨時議会でもお答えしたとおりです。

議員が言われるように、DBO方式でなければ、DBとOの部分をそれぞれ別の機関が判断し、その判断が相違するということは発生はしませんが、それは結果でありまして、市として、DBO方式を採用した意義、目的に影響を及ぼすものではないと考えております。

DBO方式を採用したことによる工期の短縮効果により、夏の暑い時期が来る前に、屋内型キッズスペースをオープンすることができることや、実際の管理運営を見据えた設計を行うことにより、子どもたちにより安全で、楽しめるキッズスペースを届けることができると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

プロポーザル審査委員会と施設指定管理者選定審議会の審査結果が異なったのはあくまで結果であって、意義、目的に影響を及ぼさない、そういう当局の考え方は理解をいたしました。

再質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、夏の暑い時期が来る前に開業を間に合わせるため、工期の短縮効果を見込んだとするような説明がありました。実際、DBO方式としたことで、どれほどの工期の短縮効果があると見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

DBO方式と比較して、従来の整備手法では、設計完了後に改めて工事の入札を行う期間と、落札業者が原材料や人員を手配する期間等が必要となります。

また、PFI方式では、資金調達のスキームを構築する期間が必要となります。

比較検討の段階では、それらの期間を想定して、工期短縮効果を約4か月と見込みました。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁で4か月の工期短縮をされるということで、当局としてはこれが重要であり、DBO方式を選択する必要があった、そういうことで説明について理解をいたしました。

引き続き、要旨2点目です。キッズスペースのプロポーザルで、情報公開の努力をどれだけされたか伺いたいであります。

令和7年4月議会での（仮称）犬山市屋内型キッズスペース整備事業の工事請負契約の締結については、先にも述べましたが、A共同事業体とB共同事業体で、プロポーザル審査委員会での点数の高かったほうが、施設指定管理者選定審議会では、適当でないという評価となりました。

個人的にはこの適当でないという言葉には非常に引っかかっております。適当でない理由というのがよく分からないということで、これが基準を満たさないであったり、理由を付さ

れた上で、妥当性がないというものであれば、点数が高かろうが最終受注候補者になり得ないというのも、まだ分かるのですが、具体的な理由は明示をされませんでした。審査が非公開ということもあり、出せない情報が多かったんだろうとは思っております。

ですが、私としては、この辺りが4億5,000万円近い契約の締結を議決するに当たっては、情報が少な過ぎると考え、議決に反対する姿勢の一因にもなりました。

ここがどういう審査をしたか分かってしまうようなものを出すことはできない、そういったことは承知をしておりますし、非公開にすべき理由も様々あることも理解をしております。しかし、もう少し情報が出せなかったものかと、出せるものはなかったものかと思うところであります。改めてこの場でお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

今回のプロポーザル審査委員会及び公の施設指定管理者選定審議会においては、昨年12月に開催したそれぞれの会議において、公募前の評価基準の審議など、意思決定過程に関する事項と審議内容については、公正な事業者選定を妨げるものであるためとの理由で、非公開と決定をされました。

また、第2回目の会議では、審査過程の公表は、委員間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、公正な事業者選定を妨げるとして非公開とすると決定されました。この会議の決定に基づき、それぞれの会議録についても非公開としております。

また、事業者からの提出書類全体につきましては、募集要領において、「提出書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。」と記載し、情報公開請求の対象となる旨を明示しております。

しかしながら、今回の事業者からの提案内容については、情報公開条例施行規則別表2、法人等に関する情報の大分類2、営業・販売活動に関する情報に該当することから、非公開とすることができる情報と考えています。

そのため、4月臨時議会の議案上程においては、市として公開することができると判断した情報全てを資料として提出し、議案審議をお願いしたものです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

様々な角度から見ても、審査の過程で、非公開にすべき事由にぶつかってしまう、そういった事情については理解をいたしました。当局としては出せるものは全て出した、そういった説明と理解をいたしました。

再質問させてください。

ただいまの答弁の中で、非公開の理由として、公正な事業者選定を妨げるというものがありました。そういうことであれば、今回のキッズスペースについては選定が終わっているので、選定後として公開できる情報もあるかと思えます。そういった情報の開示はできないのか、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

それぞれの会議において、公正な事業者選定を妨げるおそれがあるため、非公開としたことは、先ほどお答えをしたとおりです。

議員が、既に公正に事業者選定が行われているのだから、議事録は公開してもよいのではないと言われるのも理解できます。

しかし、プロポーザル審査委員会や公の施設指定管理者選定審議会においては、非公開を前提に、委員間の自由かつ率直な意見交換が行われ、結論を出しています。そのため、今回の会議録については、事業者選定後も、引き続き非公開情報になると考えております。

また、今回の案件につきましては、既に答申をいただいております。審査委員会や審議会が存在しないため、改めて公開、非公開を諮ることはできませんが、今後については、会議の公開、非公開を諮る際に、あらかじめ事業者選定や契約が完了した後に、公開するのか、非公開とするのかなど、もう少し細かいところまで合わせて諮るなどの方法もあるのではないかと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

今の説明から、全ては最初が肝腎、そういうふうに感じました。

それでは、要旨1、2の答弁を踏まえて、これから話をしたいと思います。

プロポーザル審査に当たっては、今の答弁の最後にもありましたが、どこまでを情報公開し、どこから非公開にするのか、あらかじめ定めて審査をするというのも一案だと思います。今回は資料の提出はいたしませんでしたが、そういった自治体が幾つかあり、インターネットで検索をすると、簡単に幾つかの資料を閲覧することができます。

例えば、平成29年8月16日、木津川市総務部長として「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について」というものがありました。この資料では契約の締結前と締結後で提案や募集、選考に係る情報をどこまで公開するのか、どこまでは非公開なのか、またその理由について明確に定めております。

そのほかにも、いつ頃のものかがちょっと明確ではなかったのですが、海老名市が公募型プロポーザルの審査を実施した際に、そのプロポーザルの審査をどこまで情報公開するのか、事前に設けた基準というものもありました。犬山市においてもこういったものに倣って改善してはどうかと考えます。

また、さきの犬山市キッズスペースの件で言えば、先に指定管理業者として適当な事業者を選択をし、その上でプロポーザル審査をする方法であれば分かりやすかったのかなとも思います。

今後もプロポーザル審査というのはついて回りますので、情報の取扱いや審査の手順、プロセス、進め方、方法などについて改善していく余地があるように思うのですが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

1点目のプロポーザル方式における事業者選定情報に係る情報公開基準については、本市のプロポーザル方式実施取扱要綱において、案件の公表と選定結果の公表について定めている一方で、情報公開基準については定めていません。これは、提案内容や審査内容によって開示できる情報が案件ごとに異なっていることから、基準を定めず個々に検討ができるようにしていることによります。

また、そもそも市の取り扱う情報全般については、犬山市情報公開条例を定めていますので、プロポーザル方式における事業者選定情報についても、この条例に基づき取り扱われるものとなります。

今回、ご提案いただきました情報公開基準の明確化や、選定段階に応じた情報を一覧表を使って明示することについては、市民に情報を分かりやすく伝えるといった観点からも参考になる手法と考えます。

先ほど申しましたとおり、提案内容や審査内容によって開示できる情報が異なり、個々の事案により情報公開すべき内容を検討する必要がありますので、そのことを前提にしつつも、市民により情報が分かりやすく伝えることができるよう、要綱改正に向けて研究してまいりたいと考えています。

2点目の、プロポーザル方式における事業者選定と指定管理者の選定における結果の相違があった点につきましては、事業者を選定するに当たり、異なる審査結果をもたらす可能性がある現状は改善すべきと考えており、現在、例えば、審査のための附属機関を統一するなど、その改善に向けた検討を進めているところです。

各附属機関の委員構成や審議内容などの調整を図る必要があるほか、要綱だけではなく条例も改正しなければならない可能性もありますが、遅くとも年度内には改善できるよう取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

改善する必要について認識が一致できたと思っております。指名競争入札とはまた異なる大切な審査決定方法だと思います。より市民に分かりやすく、プロポーザル方式の利点が明確となるよう、当局の改善に向けた研究について期待したいと思います。

次の質問に移ります。

件名3、犬山市地域公共交通の今後の方針についてであります。

地域公共交通については、議員になってから2年間、様々な観点、タイミングで質問なり質疑をさせていただきました。今回はそれらを踏まえた上で、質問をさせていただきたいと思います。

今回質問する上で重要なポイントは、契約の更新時期ではあるものの、小規模の再編となること、令和8年12月に実施をするということであります。

令和6年11月定例議会における私の一般質問に対する市民部長の答弁の中で、今後の地域公共交通計画の見直しと、バスの再編を連動することができるようにするためとしながら、次回再編は小規模なものを想定しているため、令和8年12月の再編スケジュールを遅らせることは考えていないと答弁をいただきました。

契約更新時の再編というのは、大きく改善されることに期待を寄せている方も少なくないと思いますが、昨今の地域公共交通を取り巻く情勢と、とりわけ犬山市の事情を考えると、当局の考え方も理解できるところであります。

そうなると、限られた材料でわん丸君バスの再編ということになるかと思いますが、きちんとした準備と創意工夫で改善する可能性はまだまだあるとも思っております。

大きくは2点、運行ダイヤと運賃制度の改善だと思っております。

議員になってから公務との重複でなかなか傍聴ができていないのですが、これまで平成30年の再編と令和5年の再編は、地域公共交通会議をほぼほぼ毎回傍聴をさせていただきました。

平成30年のバス再編では、バスの増車がなかなか決まらず、11月の再編が難しくなり、1か月後ろ倒しにして、12月のダイヤ改正になったと記憶をしております。

令和5年の再編時も、ぎりぎりまで路線案を煮詰め、時刻表の制作に余裕がなかったように見てとれました。

次回再編の令和8年12月から逆算をしていくと、そろそろ方針を固めなければならない時期に来ていると考えますが、方針を固めるための課題整理ができているのか、今後のスケジュールはどうか、まず伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和8年12月の再編に向けて、今年度開催する地域公共交通会議にて順次協議を進め、ルートやダイヤの再編案を固めていきます。

再編の課題整理に当たり、昨年度、3種類のアンケートを実施しました。

1つ目は、地域の課題を把握するために町会長を対象としたアンケート、2つ目は、利用者ニーズを把握するために利用者を対象とした車内アンケート、3つ目は、運転者目線での課題を把握するために運転者と運行管理者を対象としたアンケートです。これらにより、路線やダイヤの課題を把握しています。

再編の全体的な方針は、今月20日に開催する地域公共交通会議で協議します。

また、再編に関する今後のスケジュールは、令和8年6月の地域公共交通会議にて、再編後の最終的な運行計画案について協議する予定であり、そのため、今年度は4回程度の地域公共交通会議の開催を見込んでおります。

なお、ダイヤの調整は各種アンケート結果においても課題として挙げられているので、各路線の変更案を早期に示し、ダイヤ調整に必要な期間の確保に努めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、3種類のアンケートを実施したとありました。1つ目の町会長を対象にしたアンケートは、様々なご意見をいただいております。これについては別の機会にお話をするとして、3点目の運転者目線の課題把握のため、運転者と運行管理者を対象としたアンケート、これを実施したことは大変すばらしいことだと思っております。少しでも多く運転者目線の課題を解決することで、さらなる安全確保やダイヤの余裕につながり、市民利用者のサービス向上につながることもあるので期待をしたいと思います。

合わせてダイヤの調整に必要な期間の確保に努めるとのことなので、余裕を持ってしっかりと調整をしていただきたい、そういうふうに思います。

再質問をさせてください。

ダイヤの改善については、今の答弁で当局の考え方を理解いたしました。ですので、運賃制度の改善についてであります。

これについては、高齢者の負担軽減、お出かけ促進の観点から、敬老パスの導入や65歳以上の負担軽減、欲を言えば小牧市の65歳以上無料という施策など、必要性を令和5年6月と令和6年6月定例議会の一般質問の中で提言をさせていただきました。

もう一つが通学に係る運賃であります。こちらも令和6年6月定例議会の一般質問で、今井地区、栗栖地区において、中学生の通学利用が始まりました。大人料金が適用されるため、割高である旨の問題提起をさせていただきました。

令和5年6月の市民部長の答弁は、総合的に考慮した交通弱者のための交通体系の中で、一体的にお示しをしていくというもので、令和6年6月は、今後の利用状況を見ながら、次の令和8年の再編に向けて、地域公共交通会議で検討をしていきますというものでした。

限られた材料で再編をしなければならない状況や、今井地区での中学生の通学利用、これの定着を鑑みると、いよいよ検討すべき段階に来ていると思いますが、今後の検討にこれらの課題が含まれているのか、当局の考え方をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

運賃やパス券など料金体系の見直しについては、再編に関する今後の検討内容に含めていく予定です。

具体的には、中学生の通学支援や、運転免許証を返納した高齢者の外出支援のため、運賃やパス券の見直しを検討していきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

端的ではありますが、前向きな回答と受け止めましたので、結果を期待したいと思います。

引き続き、要旨2点目です。公共ライドシェアの今後について、考え方があれば伺いたいです。

公共ライドシェアについては、さきの令和7年2月定例議会で、ビアンキ恵子議員が取り上

げられました。利用人数の伸び悩みや、病院が職員のためにマイクロバスを出しているといった、公共ライドシェアの置かれた厳しい状況や環境について質問をされました。合わせて今後どうしていくのかということで質問があり、市民部長の答弁は、令和8年3月を一旦の区切りとし、令和8年4月以降の運行に関しては、今後の利用状況等を見て検討をしていきますというものでした。

去る4月24日ですが、状況を確認するため、公共ライドシェアに1往復乗車をしてまいりました。乗車したのは夜の1便、2便になります。そうしたところ、3人の常連客と乗り合わせることができ、いよいよ通勤通学の足として認識され出したのかなというふうに思っております。

利用客の一人からは、令和8年3月以降、なくなったら犬山駅までの足が困るということも言っておりました。

さきのビアンキ恵子議員が質問されてからまだ僅か3か月ですが、状況に変化があると感じたこと、それと、さきの要旨1でも答弁がありましたように、地域公共交通会議の目前でもあります。令和8年4月以降の考え方があればお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

公共ライドシェアは、岐阜バス「明治村線」の減便対応として、令和6年12月から運行を開始しています。利用人数は、12月が64人、1月が75人、2月が57人、3月が80人、4月が114人、5月が145人と、徐々に利用者が増加しています。

公共ライドシェアの運行については、車両の無償貸与期間である令和8年3月末を一旦の区切りとしています。

しかしながら、通勤・通学での一定利用があることから、令和8年4月以降の対応について、既に検討を始めているところです。

例えば、現在の運行をそのまま継続していく場合、経費負担と運転者の確保の2点が課題となります。経費については、車両の無償貸与期間が終了するため、現在の車両をリースしたとき、年間約200万円の車両に係る経費が増加します。

また、運転者については、現在4名いますが、高齢のため、継続するには新たな運転者の確保も必要となります。運転者の確保に当たっては、収入面や勤務時間など様々な課題があります。

令和8年4月以降の運行について、公共ライドシェアの継続も含め、運行内容の変更や別の交通手段も視野に入れ、今年度に検討していきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

おおむね課題認識は同じなのかなというふうに思いました。既に令和8年4月以降の検討も始められているということなので、今後しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

要旨 3 点目です。公共ライドシェア車両を活用して、残された交通空白の穴埋めはできないかであります。

先ほどの答弁で、おおむね課題認識は同じだと感じました。乗車調査の際に、折り返し時間で運転者さんのご意見も若干ですが聞くことができました。今の運転者の方は高齢な方が多いのですが、今後の運転者の確保という点では、答弁にもありましたように、収入面や勤務時間などの課題があると私も感じております。専門的な業務を短時間としたことが、かえってあだになったのかなとも思っております。

そこで、将来的に、これはライドシェアを継続するという判断をした場合になると思うのですが、いまだにバス路線を設けることができず、交通空白になっている地域、これが若干残っております。

いっそのこと、日中にこういった交通空白地域を補完する運行に使えないかと思うところですが、公共ライドシェア車両の運行時間帯以外の車両活用について、当局のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

公共ライドシェアの運行時間帯以外の車両の活用について、各課の業務やイベント等で利用できる体制を整えており、資材の運搬や救護車として 3 回の活用がされています。

利用頻度が少ない理由としては、公共ライドシェア運行に伴う時間的な制約が挙げられます。

令和 8 年 12 月にわん丸君バスの再編も控えており、公共交通全体の視点から、令和 8 年 4 月以降の公共ライドシェアの在り方や車両の活用方法について、今年度に検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎ 5 番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

私も若干説明不足でしたが、割とイベントや通常の目的とは異なる車両の利用方法の答弁がメインだったように思います。

答弁の中に、時間的な制約とありましたが、朝と夜の運行の合間に、座席を外して目的外使用をして元へ戻す作業、これは現実的ではないのかなというふうに思っております。活用するのであれば、座席をそのまま使える交通分野で使うべきだろうとは思いますが。

いずれにしても、要旨の 1 点目から 3 点目まで、鋭意検討されると感じましたので、公共交通会議で、運賃で言えば運賃協議会になろうかと思いますが、しっかり議論を尽くして、令和 8 年 12 月の再編がよりよいものとなり、今後につながるものとなることを期待しております。

以上で、私、5 番、小川隆広の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 5 番 小川隆広議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後 1 時まで休憩いたしたい

と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 皆さんこんにちは。14番、清風会、沼 靖子です。本日は、議長のお許しを得まして、3件の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、件名1より参ります。

子育て家庭への負担軽減に向けてという件名で、今回載せさせていただきました。

初めに、今年度より給食費無償化の拡充、こちらの政策に対し、子育てをする一人の母として、また、多くの保護者の声を受け止めている議員として、心より感謝申し上げます。

本当に物価高騰がずっと続いております。給食費の無償化は本当にありがたい支援であり、家計の助けとなっております。

しかし、保護者としての実感として、給食費以外にもまだまだ大きな経済的負担が存在しております。特に4月を終えて5月、新入学生が中学に入りました。特に中学の進級時、その頃には費用の負担が大きくなります。例えば中学校入学時、制服や体操服、シューズ、通学かばんをそろえると、男子で10万円以上、女子では約11万円、一番最新のお母さんたちに聞いてきたデータなので間違いないかと思いますが、そのような費用がかかります。ジャケット1枚が2万4,000円といった、そういった形で、枚数は買えないので皆さん1つずつそろえているということでした。これはあくまで最も安価な選択肢で試算した金額であり、個人差や兄弟構成によってもさらに負担が増すケースもございます。

こうした現状の中で、保護者から寄せられた声として、もしまだ着られる制服があるのならば、卒業と同時に廃棄されてしまうのではなく、それを利活用できないかという声でございます。

先ほど申し上げたように、制服は高額な上に、成長期の子どもはすぐに大きくなってしまって、サイズアウトしてしまいます。本当に一方で、卒業生がきれいなまま制服を着て卒業していく姿を、私も卒業式で見かけました。まだ十分に使用可能なものもたくさんあります。

このような状況を踏まえ、要旨1、制服のリユースについて質問いたします。

中学校において、制服のリユース譲渡会、制服回収ボックスの設置や、PTAや地域と連

携して推進する仕組みを構築するということについて、市としてどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

入学時の新規購入、成長期におけるサイズアウトによる買い替えは、議員がおっしゃっており中学生の子どもがいるご家庭で負担になっている場合があると考えられます。

学校での取組としまして、市内4中学校では、PTAや学校が主体となって、制服や体操服のリユース活動を実施しています。

具体的には、資源回収時や卒業の時期に、使用しなくなった制服や体操服の提供を呼びかけ、数量がまとまった時期に在校生の保護者を対象にバザーという形で実施するというものです。

ただし、犬山市では、令和3年度よりデザインを統一したブレザースタイルの制服を導入したため、新しい制服の在庫が少なく、バザーを開催するまでには至っていない現状があります。

また、小学校でも、体操服や学用品などを集めてリユースする活動をPTA主催で進めている学校があります。

こうした取組は、経済的負担の軽減と同時に、物の大切さを知り、資源を無駄にしないという点からも重要であると考え、今後も学校ごとの取組について情報共有しながら、市内小中学校でリユース活動を継続してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

市内の小中学校において、既にPTAや学校が主体となって制服や体操服のリユースを取り組まれていることが分かりました。

ただ、やはりお母様方から声が上がってきたということは、そういった情報の周知がまだまだ足りないのではないかと、そういうふうに感じております。

このリユース活動については、単に経済的負担という面ではなく、環境や地域のつながりづくりにもつながる重要な取組ではないかと私は考えております。市が制度的に後押しをしていただくということで、持続可能な子育て支援になるのではないのでしょうか。

先ほど、ブレザーの制服導入により、まだまだ枚数が少ないという現状も理解いたしました。その中で、保護者の声に寄り添う取組が少しずつ形になっていることについては感謝いたします。

制服を買う際に、今後成長を考えて、何枚もそろえるということはいたしません。以前のような各校違う制服ではなく、今はリボンやネクタイを変えるだけで、どの学校でも同じ制服を使うことができることで、これから子育て支援が一層前に進むことを期待しております。行政としても柔軟に後押しいただけることを祈念して、次に参りたいと思います。

次は小学校の段階に行くんですが、小学校で使用する学用品の学校備品化、共有化につい

て質問いたします。

小学生のお母様方と話す機会が私はあるんですが、よくそのことで耳にするのが、使用頻度が少ない学用品を毎回購入しなければならない学用品、それはどうにかならないかという声であります。例えば算数セット、こちらは大体1、2年生で使うものがほとんどかと思えます。その後に彫刻刀だとか、裁縫道具、あとは絵具、習字道具、そういったものなどなど挙げられます。

これらの学用品、一つ一つが高価であると思います。3,000円、4,000円、そうではありませんが、ちりも積もればということで、高価なものだと思っております。兄弟姉妹で学年が重なったりすると、同じものを複数購入する必要も出てきます。卒業後に使う機会がなくなったり、保管場所に困ったりして、結局は廃棄させてしまったりというケースも多く見受けられます。

こうした状況を踏まえ、質問いたします。

小学校において、これらの使用頻度が限られた学用品を学校の備品として購入、整備し、学年やクラスで共有するという取組を行っている例はあるのでしょうか。また、現時点でそのような取組がなかったとしても、今後、学校やPTA、地域との連携で共有化を進めるお考えがあるかどうか、合わせてお聞かせください。

限られた資源を有効に活用し、環境にも配慮できると思いますので、その点についても質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

算数セットや絵の具、習字道具や彫刻刀、裁縫道具は、教科書に加えて学習内容の理解を深めたり、補足したりする副教材として使用しています。こうした副教材のほとんどは、中学校卒業後も、生涯学習の観点から長期にわたり使用されるため、多くの児童生徒が個人で購入し使用している状況です。

一方で、算数セットは主に小学校の低学年の算数の授業で使用されるものであり、使用期間が限られているため、学校ごとに検討した上で、学校が教材として準備し、個人購入を勧めていないケースが市内10校中6校となっています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

絵の具だったり彫刻刀であったり、そういったものが長期的に使われるということで、購入をいただいている。そして算数セットについては、一部の学校で既に共有化の取組が行われているという点は理解いたしました。

ただ、やっぱり卒業後、使っていないよとか、保管場所に困るとか、ある程度リサーチをした上で、今後どうしていくかという見直しが必要かなと私は思います。本当に給食費の無償化と同様に、こうした学用品についても、子育て支援の本当に第一歩となるんではないかなと思います。

費用の負担だけではなくて、今ある費用をどう見直していくか。そういった視点も必要ではないかなと考えております。

そこで、再質問、お伺いいたします。

これらの学用品を学校備品として共有化していく上で、どのような課題が想定されとお考えでしょうか。例えば衛生管理であったり、破損時であったり、そういったものについて検討項目があるのか、お考えをお聞かせください。

学校内で共有可能な物品の範囲を広げていくという方向性についても、合わせてお答えいただければと思います。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

全ての児童生徒が使用する物であっても、衣類や体育館シューズ、教科書などは、衛生面や使用方法、学習効果の点から個人で用意したり管理することが望ましいものになり、共有化に適さないものもあります。

先ほど答弁しましたように、共有化できるものについては、学校ごとに検討しながら既に実施しているところです。

学校の規模や生徒数によって、一律に学校側が用意することが難しい教材もありますが、共有化の検討の継続、PTAや地域と連携したリユース活動の実施により、引き続き、ご家庭の経済的負担の軽減にも配慮した学校運営に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。

私が申し上げたいのは、支援がお金ということではなく、使える仕組みが整っていくということかなと、それが自然に誰にでも開かれていく、そういった支援になるという点かなと思っております。

実は私、今日着ているブラウスもフリマアプリで購入しておりまして、リユースにネガティブな印象は本当に今の世代のママたちはございません。中古だからとか、それをネガティブではなく、あえて選ぶという価値観の時代になっております。

先日のニュースでも、いつもは大変高価なランドセルも、やはりこの物価高騰の中、フリマで手に入れるという親御さんのお話をニュースで拝見いたしました。子どもたちが使う学用品や制服もお下がりという視点ではなくて、かっこいい、ヴィンテージといった、そういった価値観につながっていくのではないかなと、そういう空気のつくり方も私たち大人の役目かなと思っております。ただの節約や支援の話ではなくて、環境の一環として、今後も後押しさせていただきたいと思います。

あと先日、たまたまちょうど授業参観が羽黒小学校でございまして、そこで学校運営協議会に私参加してまいりました。校長先生のお話の中で、通いたくなる学校、安心して通わせられる学校というお言葉をいただき、本当にそういう言葉が保護者の方々に届く、そういった支援、そういった制度、仕組みが求められていくんだなと思っておりますので、工夫と意

見聴取を重ねていき、そういった姿勢を整えていただけるとありがたいと思います。

では、件名2に移ります。件名2、「ずっといぬやま応援団」をわくわくする活動にであります。

本日は、移住定住政策の中でも、関係人口に着目した取組、特に令和5年度に創設されたずっといぬやま応援団について伺います。

せんだっての市長の施政方針の中でも、観光を中心とした交流人口だけではなくて、犬山にゆかりのある方々、愛着を持って犬山を応援してくださる方々、関係人口の増加に積極的に取り組むと示されておりました。その中核の一つが、ずっといぬやま応援団なのかなと私も感じております。

また、昨年の大沢議長の一般質問でも、犬山をふるさととする方々に対して、自分の言葉で自分の犬山のよさを発信してもらふさと犬山応援団員の提案がございました。昨年度の総務委員会の執行部の皆様との意見交換の中でも、応援団の活用を考えていきたいという声が上がっていたことを報告を受けております。

このように、ずっといぬやま応援団が、議会、市とともに注目し、今後犬山の地方創生によって、重要な施策の一つとして捉えられていくのではないかと思います。

こうした議論の流れを踏まえ、今日の一般質問では、改めてこの応援団の現状と課題を確認し、市外の方とつながりを深め、関係人口として犬山市を応援し続けてもらうために、制度の在り方や工夫について提案を交えながら伺ってまいります。

それでは、要旨1です。

今回のテーマ、ずっといぬやま応援団、これについて犬山市にかつて住んでいた方が転出後も犬山に関心を持ち続け、応援してくださる、関係人口となる核となる存在、市外に暮らしていても、犬山の情報を受け取って、時には周囲に発信することで、犬山を支え続けてくれる、その姿、実は先日、私、このずっといぬやま応援団の方とばったりお会いすることがありました。とてもレアなケースらしくて、応援団の方に直接お会いするということが私もなかなかない経験なので、応援団ってどういう活動をやっているのということをお聞きしてまいりました。

その方にお会いしたところ、私は犬山で育ったから、ずっと応援したいんだわということをおっしゃっていました。本当に犬山愛がひしひし伝わってきて、正直に申しますと、市民である私より熱い思いを持っているかもしれないと、ちょっと悔しくも思ったりしました。

ですが一方で、こういった熱意を持つ方がいるにもかかわらず、入ったけれど活動が見えないんだよね、何か関われる機会が欲しいんだよねという声も伺いました。

市としても、制度を創設し、関係人口を大切にするという姿勢を打ち出している今、まずはずっといぬやま応援団がどのような状況にあるのか、どのような課題が見えているのか質問いたします。

ここでお尋ねいたします。

ずっといぬやま応援団の登録状況や年齢、そちらの抱えている主な課題について、説明をお願いいたします。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

「ずっといぬやま応援団」は、犬山市に住んでいただいたご縁を大切に、市外転出後も犬山市に愛着を持ち、応援していただきたいとの思いで、犬山市外に転出された方を限定とした会員制度として、令和5年10月に設立しました。

令和7年5月末現在、「ずっといぬやま応援団」の団員数は19名で、年齢別の内訳を見ますと、20代の方が最も多く6名、30代が3名、40代が4名、50代が2名、60代が3名、70代が1名という状況です。

また、登録時点の居住地は、愛知県内が6名、愛知県外が13名で、愛知県外の内訳では、岐阜県が5名、東京都が5名となっています。

年度別の登録者数は、令和5年度が14名、令和6年度が5名、令和7年度は、5月末現在でゼロ名という状況であり、団員数の伸び悩みが現在の最も大きな課題であると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。

課題をお伺いした中で、やはり伸び悩み、団員数の伸び悩みというところが確認できました。そこで、ずっといぬやま応援団の団員獲得に向けた取組について、要旨2のほうで質問させていただきます。

設立から1年足らずで19名という登録状況、特に今年度は5月末でゼロ人ということで、せっかくの仕組みが生かしきれてないんだなということで、どうすればずっと応援したくなる仕掛けが増やせるかという視点が、今後ますます大事になってくるのではないかなと感じております。

改めまして要旨2です。団員の獲得に向けてお伺いします。

団員の獲得に向けて、今後さらに増やし、かつ継続的に増やしてくださる方々に、定期的なニュースレターや便り、ふるさとを感じられる特典やキャンペーン、または新成人の子たちに、これから犬山を離れていくときに、若い世代への関わりづくりのタイミングを案内する、そうしたことはいかがでしょうか。まだまだ可能性があるのではないかと思います。

団員の獲得や継続的な関係づくりに向けて、上記のような、今のようなアイデアができるかどうか、お考えをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

「ずっといぬやま応援団」を開始するに当たり、気軽に楽しく団員に登録いただき、また、離れていても犬山市を身近に感じ、長く愛着をもっていただくためにはどのような方法がよいかという点で、制度設計を行いました。

犬山市から団員への情報発信は、メールやSNS、冊子やチラシ形式の書面ではなく、年

2回を目安とした絵はがきで行っています。これは、団員の皆さんに目を留めていただくため、最近主流のメールやSNSなどの手法との差別化を図り、さらには、犬山市を思い出してもらうためにも絵はがきを選択し、また、団員を思う気持ちを伝えるためにも、毎回、市長が直筆のメッセージを添えた「手紙」を送ることとしたものです。

この絵はがきも団員特典の一つとしていますが、そのほかにも、登録時には、わん丸君、犬山城、犬山祭の三種類の台紙から好きなデザインを選んでいただき、「ずっと犬山応援団」の肩書と氏名を印刷する「オリジナル名刺」をお渡しするほか、毎年1回、団員間の意見交換する場として、犬山市内で「団員限定の交流会」を企画しています。

昨年度の交流会は、犬山市所有の遊覧船「若あゆ丸」に乗船する鵜飼観覧を、10月5日に企画し、当時の団員18名のうち5名の方にお申し込みいただきましたが、残念ながら、木曾川の増水により中止となりました。今年度の交流会も、昨年度同様、鵜飼観覧を企画したいと考えています。

これらの特典の大幅な変更予定はございませんが、犬山市をより分かりやすくPRいただくために、団員登録時に、市が制作する営業用のオリジナルグッズを提供することなどの検討をまいります。

また、ご提案のありました「新成人への案内」につきましては、今年1月に開催された「二十歳の集い」から既に案内を実施しており、二十歳の集い実行委員会と、開催をサポートする二十歳の集い応援団のそれぞれのグループLINEで、団員募集チラシを共有していただいたほか、開催当日に全ての参加者に同じチラシを配布いただきましたが、結果として、登録いただいた方はいませんでした。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。

オリジナル名刺、市長のメッセージ、交流会の企画など、温かみのある工夫を凝らしているということ、犬山らしい魅力だなと感じました。やはり新成人がゼロであったりとか、工夫をたくさんされている中にもかかわらず、なかなか伸び悩んでいる現実が、そこはやはり気になるところでございます。交流会も次こそは、開けるといいなと思っております。

今のこの団員の方々に、今だからこそ聞けることがあるんじゃないかなと私、思っておりますが、例えばどんなことをきっかけに登録されたのか、どんな情報が欲しいのかなど、今後の運営に生かせるヒントの声がきっと見つかるのではと思うのですが、そこで簡単なアンケートの提案をさせていただきたいと思います。

再質問します。

現在の団員の皆さんに思いや考えを伺うアンケートなどの実施について、お考えがあるのでしょうか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

団員の登録申請の際には、「氏名」や「生年月日」などの、個人に関する情報のほか、団員として、「これから犬山市を応援したい内容」や、まちの魅力を把握するため、「今後、再び犬山市で訪れたい場所や体験したいこと」を記入していただいています。が、「団員登録をしたきっかけ」や「応援団の活動に期待すること」などを記入する項目はございません。

現在の団員の方々の思いや考えをお聞きすることは、応援団制度の充実や、団員の確保などについて、今後の展開を考える上でのきっかけとなる可能性がありますので、ご提案のアンケートを実施していく方向で検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。アンケートにも、どんなことを聞きたいかということを書かれるのが、やはり私も賛成でございます。その出会った団員の子も、いろいろ私に話してくれたのですが、分かった、その気持ち伝えに行ってくるわということで、今日この場に立っておるんでございます。多分、中継で見ているかと思うんですがはい、そういう意味でも、アンケートのすすめをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、要旨の3に参ります。

これまでのご答弁で、応援団の制度設計に込められた思いであったり、実際に行っている取組が分かりました。今後の改善に向けて、団員の声も聞いていただけるといふ姿勢が見えてきたことは、心強く思ひます。

一方で、この制度が長く継続されて、より多くの方に届いていくために、成果が見える仕組みというものも必要になってくるのではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。

ずっといぬやま応援団について、今後の団員数の目標数、制度として効果をどのように把握しようとしているのか、具体的な目標の枠組みなどについてお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

「ずっといぬやま応援団」に登録するに当たり、団員として、これから犬山市を応援したい内容を申請いただくことは、先ほどお答えしたとおりです。

具体的には、「ご家族・ご友人と犬山市へ旅行」、「SNSなどで犬山市のよさ・魅力を発信」、「ふるさと納税で犬山市へ寄附」、「犬山市の特産品などを購入」、「犬山市で開催するイベントなどでボランティアスタッフとして参加」、「その他」の7項目から選択いただいています。

活動の実績は、交流会参加の折を通じて確認していくことを想定していますが、昨年度の交流会が中止となったことで、現在は確認ができていませんので、今年度開催の予定している交流会や、実施を検討するアンケートを通じて把握していきたいと考えています。

なお、応援団員の目標数は、令和12年度に2,000人と設定しています。これは、令和6年度に策定した「いいね！いぬやま総合戦略2025-2030」の中の目標指標の一つとして位置づ

けたものです。

今回策定した総合戦略では、人口減少に直面する中で、今後の地方創生には、犬山市に愛着をもった関係人口を増やすことを大きなポイントの一つとし、その指標として「ずっといぬやま応援団」の団員数を設定いたしました。

新年度に入り、団員数の増加に向け、県内で開催された自治体PRイベントに出展した折には、登録を促進するキャンペーンを実施しているほか、市民課での転出手続の際の、制度や登録の案内に工夫を凝らす検討に着手しています。

また、今後についても、「二十歳の集い」での新成人の方に、より効果的な手法で団員登録を促していくとともに、令和6年9月議会での大沢議員の一般質問では、市民の方に犬山市出身の著名な方などを紹介いただき、団員に登録いただくことを検討することも答弁しています。

このように、これまでの経験を生かし、団員増加につながる方法を模索しながら、様々な工夫を行い、目標達成につなげていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 目標についてよく分かりました。団員2,000人かあ、2,000人かと思いついてもらえるんだろうというものを考えながら伺っていましたが、またそれを総合戦略の指標とされている点は非常に意義深いなと思っております。

冒頭にも申し上げたように、応援団の方と直接お話ししたときに、本当、犬山推しの情熱がすごいというか、犬山ってこんなとこなんだよね、犬山って本当に好きなんだよねっていうところをすごく言ってくれる。

そんな方々をがっかりさせたくないなという思いが私はありまして、今回、この件名2に立てさせていただいたんですけど、本当にこれが犬山の推し活の実態だなと、本当に思いました。心から、外から住んでいても応援してくれる、その方々の存在が、これからの犬山の大きな力ではないかと感じました。

これは制度というより、ご縁をつなぎ直す場と私は感じております。市内外を問わず、犬山を思う全ての人たちが、気軽に楽しく、長く関われる、そんな温かい仕組みをこれからも推進していくことを、私も応援団の応援団として、頑張っていきたいと思います。

では、件名3です。（仮称）新羽黒保育園についてでございます。

私は一人の母として、また地域の保護者として、住民、保育の場が地域社会に果たす役割の大きさを日々実感しております。今回の質問では、いよいよ始まる民設民営の保育園事業について、まずはその大枠がどのようなものなのか、改めてご説明をお願いしたいと思います。

そして、その上で、実際そこに通うことになるであろうお子様方、そして保護者の皆さんが、どんな環境が用意されているのかな、どんなふうに保育園生活を送れるのかな、そういうところまでイメージが描けるような質問を、順を追って確認していきたいと思っております。

羽黒保育園、これは私も卒園いたしまして、私の息子も卒園いたしました。長年にわたっ

て地域に親しまれて、多くの子どもたちやその家庭を支えてくれました。その羽黒子ども未来園が新しく運営形態を変えていくということで、昨年度末、私、半田市の民設民営の保育園を視察させていただきました。

そこで出会ったのが、保育者と子どもたちの間の信頼関係、これは、何ら公立と変わらなく、民間だから公立だからというものもなく、本当に開かれた雰囲気であったということです。伸び伸びと保育園が活動が行われておりました。

運営主体が民間ということがどんなものなのかなということで、私も半信半疑で行ったんですが、子ども主体の姿勢が貫かれておりまして、私自身も安心感を持って帰路についたことを覚えております。

とは言いましても、犬山市で初めて民設民営の導入でございますので、地域に深く根差してきた保育園が運営形態を変えるだけでなく、地域と密接に関わり合えるのか、子どもたちの育ちを支える場所になるのか、そういった行政の明確な方針と、それを実現するための具体的な施策を確認してまいります。

それでは、要旨1に参ります。地域に根差した保育園へ向けた市の方針についてお伺いします。

令和8年度から民設民営の運営が予定されている（仮称）新羽黒保育園ですが、こちら地域に根差した保育の実現という観点から、質問いたします。

こちら私自身、先ほど半田市の民間保育園を視察したと言ったんですが、見させていただいたんですが、開かれた雰囲気、先ほど申しましたように開かれた雰囲気がありました。

そこで、新たに民設民営となる犬山の新羽黒保育園、この市が新しい運営形態に込める姿勢、保育を行政から民間に委ねるといふことの意義と目的がどのように捉えておられるのか、見解をお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

保育所は、豊かな感性を育て、心身ともに健全な人間性を育成するための場としての役割を果たすべき重要な施設であると認識しており、運営の主体の違いで、その理念が変わるものではありません。

また、子どものよりよい育ちの実現に向けた環境整備を進めていくため、令和元年11月に策定した「子ども未来園施設整備10ヶ年計画」では、施設の老朽化などの課題に対応するための検討を行い、整備方針の中で、「子ども未来園の統合に合わせた一部民営化」についても位置づけをしています。

民設民営化の導入に当たっての考え方につきましては、全ての園を市が画一的に運営するよりも、公立にはない特色ある民間事業者の保育サービスの提供により、保護者にとって、入園の際の選択肢の幅を広げることができる。

民と公が共存することは、お互いの保育の質を高め合うこととなり、市民にとっても有益であると考えており、犬山市全体の観点からは、公立保育園への保育士の配置を増員するこ

とが可能となり、保育業務にゆとりが生まれ、保育の質を高めることができる。民間事業者による建設費や保育に係る運営費は、国の補助金の対象となり、市の財政負担を軽減できる。

以上、主な事項になりますが、これらを総合的に考慮し、民営化を進めることとしたものです。

次に、地域との連携、円滑な関係性、地域に根差した保育園としての方策については、当然のことながら、市をはじめとする公共施設との連携だけでなく、絵本の読み聞かせをはじめとする地域ボランティアの受入れ、園庭開放や地域行事への参加など、事業者自らが地域交流を意識し、保育園で蓄積されている子育ての知識や経験、技術を地域に還元していくことを提案いただいております、事業者が主体的に地域との関わりや連携について、意識されているものと認識をしております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

続きまして、要旨2に移りたいと思います。市の保育理念の継承についてであります。

先ほど申し上げましたように、私も卒園生であり、いろんなお子さんがまだまだ今も通っている保育園であります、地域のお母様方からの声で、保育園がやはり子育てのスタート地点だったよねという声を何度も耳にします。

羽黒子ども未来園も子どもたちの生活の基盤を支えるだけでなく、保護者が地域で安心して子育てを始める場でもあります。

単に預かりの場ではなくて、地域と家庭をつなぐ大切なコミュニティでもあります。そこに込められてきた犬山市の保育理念、これは長年の実践によって育まれてきたものと感じております。

こうした背景を踏まえて、（仮称）新羽黒保育園が民設民営で運営されるに当たって、犬山市が大切にしてきた保育理念、そのようなものが今後どのように新園で継承されて、実際の保育の中で展開されていくのか、市としての見解を伺います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

民設民営による事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により選定しました。募集に当たり、「羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園の保育を引き継ぐこと」などの、運営条件をあらかじめ示しているため、事業者は、その内容を理解し、運営をしていくことは言うまでもありません。

また、新園の保育士への理念継承については、保育士を対象とした市内の公立、私立を問わない研修会への参加や、毎月1回実施している園長会に参加をしていただくこととしています。

特に、園長会では、保育に関する国・県の動向などについて情報共有するだけでなく、各園が抱える保育に関する課題や、解決策の意見交換をすることで、保育の質の向上や市の考え方を伝えていく場になっていくものと考えております。

次に、運営における市の関与では、今回の新羽黒保育園の事業者に限らず、民間保育所に対して年1回、県職員とともに、保育運営及び保育内容について指導監査に入る機会があり、改善が必要な場合には、市が主体となって、改善内容を県へ報告する必要があります。

したがって、民設民営の事業者に対して、市から保育運営を委託するものの、市が全く関与しないという状況にはありません。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

それでは、要旨3です。保育士の働きやすい環境整備について伺います。

私が母親として子どもを預けていた際に、特に印象に残ってるのは、入園した早々に、給食をどうしても受け付けなくて、それを子どもにどうやって向き合っていたらいいのかなと、いろんな悩みが尽きなかったのを記憶にしております。

先生方が本当に根気よく丁寧に向き合ってくださって、本当に感謝が尽きないなと思うんですが、日中の子どもの様子であったり、先生たちが定期的に細やかな様子を伝えてくださったり、私自身も安心してそのときは働くことができました。

そうした経験を通して、保育士の先生たちが安心して働ける環境が整っていることが、子どもたちの育ちにも関わってきます。

そこで、要旨3です。保育士の働く環境整備について、このような観点から、民設民営で新たに運営される（仮称）新羽黒保育園において、保育士の確保と定着を支えるための働きやすい環境整備について、市としてどのような視点、指導、支援を行っていくのかお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

民間保育所保育士への働きやすい環境整備に対する指導は、県が行うこととなっています。

市としましては、県の指導監査の際に同行し、保育士の勤務実績の確認や状況把握をしていくことになります。

一方、支援策としましては、市の独自施策として、2つの補助金があります。

1つ目として、民間保育所に勤務する職員の処遇向上を目的とした「民間保育所運営費補助金」があります。

この補助金は、市内の民間保育所に勤務する保育士の市に準じた給与の実支出額と国の定める給与額の差額を補助するものになります。

2つ目は、民間保育所における、産休病休代替職員の任用に必要な賃金を補助する「産休代替職員設置費補助金」。こちらでは、県の補助金単価に上乗せをし、市の保育士単価基準まで引き上げる内容となっております。

なお、これらの補助金につきましては、既に保育事業を委託している市内2か所の民間保育所に対して補助をしており、今回につきましても同様に実施をしていくことになります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎ 14 番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

答弁の中でたくさん県という言葉が出てきまして、県の監査、県の指導監査という、県というワードが今回のキーというか、直接ではないということが分かりました。

ただ、そこでやはり気になっていくのは、次、要旨 4 に入ってます。運営の透明性というところがございます。民設民営の保育園の運営に当たっては、事業者の財政的な安定性、あと運営の透明性の確保が市民の信頼に直結するものではないかと、そういう要素ではないかと考えております。保育園は保護者が安心して預ける場所であり、子育ての基盤と先ほどから申し上げておりますが、だからこそ、公的な視点からチェックされること、透明性を示される必要があるのではないかと思います。

保育料以外の発生する費用、帽子であったり、その他もろもろのおむつ代であったり、そういった保護者にとっての過度な負担とならないよう、公立園のバランスや地域の統一感を求められるのではないかなと思います。

そこでお尋ねします。要旨の 4 です。（仮称）新羽黒保育園の民設民営に当たり、市は保育料以外の費用、保護者負担が過度にならないよう、どのように基準を定めて調整を行っているのでしょうか。

また、事業者の財政的な安定性、そういったことを、どういった審査を求め、市として継続的に関与を行うのか。市による監査や基準や頻度、そういったものの、市民や議会での情報開示はどのように実施されていくのか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

3 歳未満児の保育料は、民間保育所に在園している児童であっても、公立保育園と同じように、市へ保育料を納めていただきます。

保育料以外の費用につきましては、事業者募集の際の要件で、3 歳以上児の給食費は公立保育園と同額とすること、そのほか、保護者会費などの費用負担はありますが、その負担が大きくならないよう、既に県内で実施している保育所での保護者負担額と差異のない額で設定していただく予定となっております。

事業者の財政面の安定性につきましては、募集の際の提出書類として、「法人の直近 3 か年分の決算書及び運営する保育所の直近 3 か年分の収支計算書」、「保育所設置運営資金計画」、「収支予算計画書」、「自己資金内訳書」の提出を求め、審査をしております。

また、来年 4 月の開園に向けた保育所設置認可申請に当たり、社会福祉法人以外の者による申請の場合の要件として、「保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金などにより有すること」とされ、市も毎年、確認をしていくことになります。

さらに、毎会計年度終了後、3 か月以内に、「貸借対照表」をはじめとする財務諸表や、「保育所を運営する事業に係る現況報告書」について、市を通じて愛知県知事宛てに提出することになっております。

これらの要件は、事業者の経営状況が安定していることを書面でもって、市や県が毎年確

認するために行うものとなります。

加えて、先ほど答弁いたしました、年1回の県による指導監査にも直接現地で実施し、情報公開での開示請求があった場合は、開示できる範囲で対応のほうをさせていただくこととなります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご説明ありがとうございました。

だんだん順番に下りてきております。だんだん保護者のほうに向かってきておるんですが、最後です。要旨の5番目です。保護者へのフォローについて伺います。

民設民営の保育園について、どのような運営形態であっても、トラブルはゼロではないと思っております。先日、私、民設民営の児童クラブに関するトラブルの記事を新聞にて拝見いたしました。それは民間委託による責任の所在であったり、その曖昧さが保護者の不安感を高める要因になっているということが記事に書かれておりました。

こちらは令和8年に開園の（仮称）新羽黒保育園についても、子育ての大切な基盤であるところ、委託しているから、事業者任せということにはならず、市として責任ある関与と対応が求められると考えております。

そこで、お尋ねいたします。

要旨の5番目、万が一トラブル、子どもの安全や、保護者間でのトラブル、保護者との間でのトラブルが発生した場合、市はどのようにそれを受け止め、対応していただけるのでしょうか。

また、保護者や地域住民が、不安や困り事、それを相談できる体制として、市が設ける相談や支援の仕組みについてお示しいただければと思います。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子どもの安全に関わる事態や、保護者とのトラブルについて、まずは、事業者において対応することになります。そのために、苦情解決のための第三者委員を配置するなど、苦情対応処理についての体制整備も整えられています。

しかしながら、仮に民間保育所に在園する保護者が保育運営について不安に思われることや、保育内容に関する苦情など、直接保育所に言うことができない場合等については、市の窓口にご相談いただければ対応のほうをさせていただきます。

この対応は、今回の民間保育所設置に伴うものではなく、これまでも、公立、民間を問わず市内の保育園、幼稚園での保育内容等に関する苦情や相談がある場合には、市において対応をさせていただいております。

相談があった場合です。こちらの場合は、まずは事実確認を行い、施設に対し改善が必要な場合には、その対応策を検討していただくとともに、相談者に対してもその経緯を報告することになりますので、安心して相談をいただければと思っております。

来年4月より、民設民営により事業者へ保育運営を委託する形とはなりますが、決して事

業者任せではないことを再度申し上げます。

公立であれ民間であれ、犬山の子は犬山で育てるという思いを共有し、犬山のよりよい保育を共につくっていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 保護者へのフォローについて、ありがとうございました。

今回、一つ一つちょっと順を追って質問させていただきました。今後も議案質疑などでもしっかり議論を重ねていきたいと思っております。本当にこの取組がよい形になることを私自身も心から願っております。

犬山の子ども保育ってどういうふうにやっていくんだろう、どうやったらいい保育になるんだろうということを一緒に考えていきたいと思います。

これで私の6月定例議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。10番、玉置幸哉議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会、玉置幸哉でございます。議長にお許しをいただきました、先に通告してある4件の一般質問について、順次進めてまいります。よろしくお願いします。

件名1、公共施設の再配置についてであります。

要旨1つ目、現状の公共施設の再配置について。

昨年度もこの再配置については質問をしておりますし、今までも何度も質問をしてきております。というのは、やはり人口減、皆さんもご承知だと思うんですけども、人は減ってきているが、公共施設はなかなか減らすのは難しいということもあって、様々な地域にいろいろとあるわけですので、観点としてはやっぱり人も減っていくんだから、やっぱりそういった使う公共施設は統廃合していくべきだなというような大きな観点がありますので、まずは犬山市の公共施設等管理計画における公共施設の再配置の現状をまずはお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共施設の再配置はファシリティマネジメントの一環として、平成28年度に策定した犬山市公共施設等総合管理計画に基づき、取り組んでいるところです。

これまでの主な取組実績としましては、廃止したものとして、令和2年度の福祉会館と、令和4年度の犬山西公民館があり、活用方法を見直したものとして、高齢者向け施設であった犬山西、今井、羽黒東部老人憩の家を、全年齢を対象としたふれあいセンターへ変更したほか、国際観光センターとして位置づけられていたフロイデを市民交流センターとしてリニューアルオープンしたことなどが挙げられます。

また、最近の主な実績としては、橋五子ども未来園の新設や、羽黒地区における民設民営の保育園整備による、子ども未来園の再配置などが挙げられます。

今年度においては、犬山南小学校の新築・改築による長寿命化が進められているほか、市民文化会館・南部公民館の大規模改修や、フロイデの大規模改修に向けた調査・設計業務の委託が予定されています。

いずれにしましても、本市の公共施設の多くは老朽化が進んでいる状況ですので、今後、施設の目的、利用状況などを踏まえて、順次、建て替え、修繕による維持や、統合・廃止などを判断する必要があります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

今までやってきた実績のものを述べていただきました。今お話しいただいたところも含め、今後も含め、大型のやっぱり公共施設というところの計画があったり、もう既に実績として上がっていたりというのは、理解します。

しかし、僕はやっぱりもうちょっと地域に入っていくと、こういった大規模ではなくて、小型な公共施設がありますんで、今回は要旨2で小型なというか、借地を使っている公共施設、初めての視点なんですけども、これを要旨2でお尋ねをしていきたいと思います。

当市の公共施設、様々ある中で、建物が借地の上に建っているとか、駐車場として借地を借りているというものがあると思うんですけども、その件数がどれぐらいあるのかということと、長年借りているものもありますので、古いものでどれぐらい借りているのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

令和7年度の現状でお答えさせていただきます。

本市において公共施設として用地を借地しているものは25件となります。その内訳としましては、建物敷地として借地しているものが10件、駐車場として借地しているものが9件、公園または広場として借地しているものが6件となります。

また、古いものとなりますと、羽黒子ども未来園の敷地と、城東児童センターの敷地で、約45年間継続して借地しています。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。長年借りているもので45年間、今回、来年度から、（仮称）新羽黒保育園ができるわけで、その前身である、今まだ運営している羽黒の未来園ですけども、そこが45年ぐらい、たしか約600万円ぐらい、年間で払っているんで、そうやって考えると、長い年月で考えると、かなり金額として積み上がってきているなというような気はします。

そこで、再質問で、市民プールの跡にできる保育園の今の先ほどの年間600万円払って云々というところはあるんですけども、この公共施設、年間で、今の9件、10件とかいうふうにありましたけども、金額としてはどれぐらい市として払っているのか、再質問でお尋ねをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

令和7年度の予算でお答えします。

建物敷地の借地料が10件で2,405万1,000円、駐車場の借地料が9件で699万7,000円、公園または広場の借地料が6件で273万6,000円となり、合計で25件の物件に対して、年間3,378万4,000円の借上料を計上しています。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

年間で3,300万円強、これが多いか少ないのかというのはなかなか物差しがないものですから、測りきれないところなんですけど、やっぱり出ていくお金というのは、市としては、これから何とかそれを減らしていかないかと、なかなかふるさと納税でも苦戦していますんで、稼ぐというのは厳しいものがありますので、やっぱり出ていく支出を抑えていかないかんというところがありますので、今後、やっぱり考えていかなあかんなど。

そこで、再々質問です

公共施設の再配置を進めていく中で、この借地、駐車場であつたり建物であつたりという答弁がありましたけども、この公共施設について、どのように考えられていくのか、再々質問でお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

公共施設の再配置を検討するに当たり、土地の借地料も含めた施設の維持管理コストは重要な判断基準の一つになると考えます。

しかしながら、それだけが判断基準ではなく、施設の老朽化具合、市民ニーズ、近隣公共施設の状況、地域バランスなど、様々な要素を総合的に踏まえた上で判断する必要があります。

現行の公共施設等総合管理計画は、計画期間が平成27年度から令和11年度までの15年間となっており、令和12年度からスタートする新計画の策定においては、公共施設の再配置も検討すべき事項の一つになると考えています。

そのため、現在、各施設の現状把握や先進事例の研究等を始めており、新計画策定に向けた準備を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。

今日午前中、増田議員のほうも、建物に対してどうしていくんだと、診断どうしていくのかというような質問もありましたけども、やっぱり様々な視点で見ていかなければならないなど、地域性、そして、建物の老朽化。ただ年数が長いからといって、もろくなっているわけじゃなくて、実は年数が短くてももろくなっているものもありますんで、新しい計画の中で、また我々も含めて判断していければなというふうに思っています。

件名2です。コンビニ交付事業についてお尋ねをしたいと思います。

要旨1、利用状況についてということですが、2024年からマイナンバーカードを利用してコンビニ等の住民票の写しや、印鑑登録証明書が取得できるようになっています。庁舎が休みの土日、夜間にも、そういった証明書が取れて、市民にとっては便利になっているのかなというふうには思いますけども、その利用状況はどうなっているのか、それにより庁舎で発行枚数はどうなっているのかお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

当市では市民サービス向上の一環として令和3年2月1日より、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できるコンビニ交付サービスを実施しています。

コンビニ交付サービスの利用状況ですが、住民票の写しの発行枚数について、令和3年度が全体で2万9,093枚、そのうちコンビニ交付サービスの利用枚数は2,075枚となっており、利用割合は7.1%でした。令和6年度は発行枚数が全体で2万7,246枚で、コンビニ交付サービスの利用枚数は6,257枚となっており、利用割合は23%です。

次に、印鑑登録証明書の発行枚数について、令和3年度が全体で1万7,944枚で、そのうちコンビニ交付サービスの利用枚数は1,314枚となっており、利用割合は7.3%でした。令和6年度は発行枚数が全体で1万8,282枚で、コンビニ交付サービスの利用枚数は4,585枚となっており、利用割合は25.1%です。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

始めた頃は1桁だったけども、少しずつ上がってきて、今23%から25%ということは分かりました。ただしかし、考えてみると、マイナンバーを持っているみえる方は、もっと市民の方では普及は高くなってきているんで、僕はもう少しこの数字が上がってきていないとお

かしいのかなというような印象があります。

そこで、再質問です。

この事業は費用負担を10分の10、国が出していたというふうに思います。けれども、なかなか23から25%、これが高いのかどうか、他市町と比べると同じような状況だというふうに思いますけれども、なかなか伸びてこないのは、やっぱり周知がなかなか足りないのか、それとも市民が求めているサービスではなかったのかなと、その辺がちょっと気がかりではありますが、そういったところについてがまずお答えいただきたいのと、今後、今の2種類の交付事業プラスアルファで何か考えておみえになるのか、再質問でお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

コンビニ交付サービスは、市役所や出張所の窓口へ出向くことなく、土日、祝日も取得ができ、午前6時30分から午後11時までと利用時間も長く、市民にとって非常に便利な行政サービスであると認識しています。

当市のコンビニ交付サービスの利用割合について、近隣他市町と比較したところ、ほぼ同等であることを確認していますが、この便利なサービスをより多くの市民に知ってもらい利用していただくため、市広報紙にてコンビニ交付の紹介をしたり、窓口にて住民票の写しなどの申請の際にコンビニでも取得できることを知らせるチラシを個別に配ったりしています。

今後も利便性の周知や利用方法の案内などを積極的に行うとともに、コンビニ交付手数料を窓口交付手数料より安く設定するため、犬山市手数料条例の改正を9月議会に上程するなど、市民がコンビニ交付サービスを利用したくなるきっかけづくりも検討しています。

なお、住民票の写しや印鑑登録証明書に続く、コンビニ交付サービスの拡大については、利用枚数の状況や導入経費なども考慮しつつ、将来的に拡大が可能かどうかを研究してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

9月議会に新たにその手数料のところが上程されてくると、多分今よりも下がるのかなという気はしております。だから、市民にとっては、庁舎の窓口に来なくても、近くのコンビニで、それとも出先のコンビニで、いろんな証明書が取れて、またその費用はちょっとまた安くなるということなので、これは期待するところではありますが、今後やっぱり人口減で、職員の数が減っていったときに、こういったコンビニ交付のサービスをやっていつてくれれば、職員のほうの人数配置のところにもうまくいくのかなと。

私も何度かこれは取ったことがありますけれども、そんなに難しい手続があるわけじゃないですし、分からない方はコンビニの店員の方が丁寧に教えてくれますので、そういった意味ではこれは普及していったほうがいいのかというふうに思っています。

それでは、件名3、多子多胎世帯への米の配布についてであります。

今ちまたではというか、小泉大臣が米大臣と、米担当大臣と言われながら、すごくマスコ

ミ等々でも、米のことは報道されております。令和6年8月から米薄の状態となり、価格も急騰しております。現在、国から備蓄米が出ており、僕もよく買物に行くと、なかなか備蓄米が私たちのところで買えるかという、スーパーに並んでいるかという、そうではないんですけども、全国の報道によると、2,000円台、3,000円台、4,000円台の米があります。土日にスーパーへ行ったら、今までよりもやっぱり米の量が増えとるんですね。あれ、こんな少なかったのに、いつの間に増えちゃったのっていうような感じで、そこはやっぱり備蓄米が直接消費者の下に届いて、こういった現象になっているのかなというところだと思いますけれども、果たして今、本当に高値のブランド米なんかは下がるのかな、自分でもちょっと疑問に思うところなんですけど、さて本題のほうですけども、当市は令和3年から多子多胎世帯に犬山産の10キロのお米を配布をされております。

昨年、価格高騰により補正予算で増額をし、配布時期も1月下旬頃になったのかな。昨年は前触れもなく米不足となったために、そういった対応になったというふうにもお聞きしております。市民の皆さん、多子多胎世帯の皆さんには、どうなの今年は、大丈夫なのかなっていう声が私のところにも届いておりました。

私も消費者のことばかりじゃなくて、実はこの配布事業を行ってくれている米屋さんにも少しお話を聞かせていただきました。そのときの話としては、「まだ田植をしたばかりで、量としては何とも言えないね、米の確保ができるかどうか。でも間違いなく大丈夫だよ」ということはお米屋さんは言ってみえました。「ただ、価格は分からない。我々のところでも分からない」ということは言ってみました。

当市の米配布事業は、多子多胎世帯にとって、物価高騰の折、非常に喜ばれています。だからこそ、今年度の状況を心配するわけですが、まず状況をご説明をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

今年度の多子多胎世帯犬山産米配布事業の当初予算額は782万1,000円で、昨年度の補正後の予算額775万8,000円から6万3,000円を増額した予算を計上しております。

また、毎年春に実施する水稻生産者への作付調査において、今年度は市内の主要な生産者の回答では、飼料用米から主食用米に作付を切り替える予定も多く、面積にして約50ヘクタール、米の生産量にして約220トン増加する見込みとなっております。

国が発表した今年4月時点の状況においても、国内の主食用米の生産量は、前年比で約40万トン増える見通しとなっており、自然災害等の影響による収穫量の減少がなければ、今年度産のお米は供給量の改善が見込まれます。

一方で、一般的にお米の価格は、民間在庫量を基に決定されますが、昨年は、収穫前の夏に南海トラフ地震臨時情報の発令により、お米の在庫量が急激に減少したことなどから、新米についての集荷競争が激化した結果、生産者からの買取り価格の競争が起こり、その影響で販売価格の高騰や品薄感が現在まで続いており、今年度産のお米についても、ある程度の

高値となる予想がされている状況でございます。

いずれにしても、この事業は、今年度産のお米を配布するものであり、現時点において収穫時期における販売価格を予測することは難しいため、配布にかかる費用が算出可能となる10月頃に改めて確認を行い、予定どおりお米の配布ができるよう進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。

市内の主要な生産者の回答で、飼料用米から主食用米の方に切り替わっていく。面積が何か50ではちょっと、答弁50ヘクタールって今言われました、150ではなくて50ヘクタールですね。了解です。それぐらいの作付が変わってくるということで、量としては心配ないけれども、ただ、しかし、やっぱり価格についてはなかなか読めないところがあると。今、田植したばかりなので、今年も暑い夏が予想されておりますんで、あまりに暑過ぎると、そういったところも影響出てくるのかなというところは理解しますし、ただ、確保は何とかできるのかなというところで、多子多胎世帯の皆さんが期待をしている米配布事業は、予定どおり行われるのかなと改めて確認できましたので、安心し、またそういった世帯にも伝えていきたいなというふうに思います。

それでは、件名4です。今後の子ども未来園の施設整備10ヶ年計画についてお尋ねをしていきたいと思います。

先ほど沼議員も仮称で新羽黒保育園のお話はされておりましたけども、橋爪五郎丸が終わって、羽黒のほうは今度は来年度から新たに開園をされてということになると、いよいよやっぱり南部のほうにまた行くのかなということで、楽田だろうかと、羽黒の議員なんですけど、やっぱり南部のことが気になりますので、楽田の地区の計画、10か年計画で示されているんですけども、現状の進捗状況をお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

令和5年4月に策定しました「子ども未来園施設整備10ヶ年計画改訂版」において、楽田地区3園について、「楽田子ども未来園」は廃止、「楽田東子ども未来園」、「楽田西子ども未来園」は建て替えまたは増築などにより継続としています。

加えて、統合及び民設民営化の検証を行う必要もあることから、公設公営の「橋五子ども未来園」、民設民営の「（仮称）新羽黒保育園」の検証期間をおおむね3年程度と見込み、その検証結果を基に、楽田地区の3園につきましては、令和11年度を目途に計画の実施に向け、着手をしていくこととしております。

したがって、現在、楽田地区の進捗状況につきましては、これからという段階になりますので、特に大きく動いていないのが現状になります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

新羽黒の民設民営と新しくできた橋五の公立園、その状況を少し見定めたいということで、

やっぱりそうですね、どうなっていくかというのは、やっぱり運営していかないと分からないところがありますんで、それを見定めながら、楽田のほうにも民なのか公なのかということも、市としては考えていくというような答弁でありましたんで、理解するところです。

そこで、要旨2つ目です。小規模保育所の計画についてであります。

今日、資料を用意しております。これ犬山のホームページのほうで、子ども未来園の保育園の空き状況を示したものが、常に市民の方には見れる状態になっています。そこをご覧いただいて、令和7年5月17日の、これ資料を出すときの資料ですので、2歳児、1歳児、0歳児をずっと見ていただきますと、一番厳しいのが1歳児のところ、2歳児のところになるのかなと。

実は今日も確認してみました。そうしたら実は、城東子ども未来園、羽黒北子ども未来園、楽田東子ども未来園、1歳児のところは、このときはマルだったんですけど、実はもうバツになっているんですね、今。となると、もう4月、この年度が始まって4月、5月、6月、6月まだ末にも行っていない段階で、もうこの2歳児、1歳児、0歳児のところは、なかなか市内では受け入れられるところが少なくなっているというような状況であるのは分かりました。

また、橋五子ども未来園や新羽黒保育園とは違い、楽田の場合、3つある園を1つなくして2つを生かすというようなやり方です。羽黒の場合は違いますね。羽黒3つあるところを2つを統合して、1個はそのまま残して、そこで改築という計画になっておりますんで、様々そういった違いが出てくるので、今後の計画に反映されるのかなというところではありますけども、私は、件名にもありますとおり、小規模保育園のやっぱり必要性が大事なというふうに思っているんです。

資料にも示したとおり、今年度始まってすぐにバツ、バツ、バツというような感じになっているんで、0歳児、1歳児、2歳児を持つ親御さんたちというのは、どうしよう、もう慌てちゃうよねみたいな感じになっちゃうと思いますし、預けて仕事にはなかなか復帰できないのかなというところもあると思います。

そういった状況の中で、11月定例議会、答弁もらって以降、小規模保育園に関する聞き取り、いろんなところ聞き取られたと思うんですけども、そういった状況をお伺いしたいのと、また、この小規模保育園について、この整備10ヶ年計画の中では、あまり細かくうたわれてないので、やっぱり市の事業としては、計画があって、事業が行われるわけですので、計画のないところにいきなり物はできないと思いますんで、そういった意味では、10ヶ年計画の中に、私は反映していくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

初めに、待機児童の状況についてお答えいたします。

令和6年度の年間待機児童延人数は20人で、その内訳は、0歳児が19人、1歳児が1人でした。これらの児童につきましては、令和7年度当初には全員、市内公立及び私立の保育所

に入園をしています。また、本年度5月末現在では、待機児童は発生をしていない状況になっております。

次に、小規模保育所についてですが、小規模保育所に入園する児童の対象年齢は、原則0歳児から2歳児、定員が6人から19人の比較的小さな施設で、その主体は、地方公共団体、民間事業者となります。

昨年度11月定例議会の玉置議員の一般質問答弁後、民間事業者への聞き取りを行いました。聞き取りをした事業者は、過去に当市への小規模保育所設置について説明に来られていますが、その際は「年度初めに待機児童が出ていない」との状況から、それ以降、特に積極的な営業はしてこなかったとのことでした。

当市への小規模保育所への参入につきましては、今後の市の小規模保育における方針に合わせて対応していくことは可能であると、このような回答のほうをいただいています。

一方、他市の状況は、議員もご承知のとおり、小牧市は、小規模保育所が今後の設置予定も含めて24施設、春日井市では17施設あります。人口規模の差もありますが、小牧市の独自施策で、3歳未満児の保育料を全て無償化したことや、両市とも、都市部に近く、保育ニーズが高いことによるものだと推測しているところです。

議員より、小規模保育所の設置について計画に反映させるべきというご提案については、まず、市として、設置を進めていくかどうかの方針を決定していく必要があると思っております。そのためには、少子化と保育ニーズの傾向を把握し、育休退園制度廃止や待機児童解消も見据え、加えて、来年4月には、民設民営による（仮称）新羽黒保育園も開園し、未満児保育も実施されていくことから、その動向も踏まえながら、総合的に判断していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

他市の状況は、財政的な問題だったり、先ほど人口規模、独自政策で小牧なんかはもう全ての年齢で無償化をしているということで、どうしてもそんだけ施設を多くしていると思いますが、ちらっとお聞きすると、それでも待機児童が出ているというようなことはお聞きしておりますので、他市の状況というよりも、当市としてやっぱりこれ今年度始まってこの3か月でも受け入れられるとか、本当に園としては少なくなってきたら、ぜひとも、計画に反映をしていただきたいなと思いますし、答弁の中であった、育休退園制度の廃止という言葉も出てきているので、これ踏み込んだ答弁をいただいたというふうに実は今感じています。

市長はじめやっぱり保育の低年齢化のところも理解していただきながら、その働くママさん、どうしてもお母さんたち早く仕事に復帰したいという思いがやっぱり強い方がお見えになりますし、その物価高騰の折、旦那さんだけのなかなか給料では、若い人たち、暮らせんもんだから、何とか自分が働いてというところも、どうも見え隠れしておりますんで、まずは検討いただくということで答弁いただいておりますし、育休退園制度の廃止というような文言も出てきておりますんで、私も今後、この民間の小規模保育園、公でも民でもそうなんですけども、犬山市のほうにできることを期待しながら、自分も研究してまいりたいと思い

ます。

これで私の6月定例議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日10日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時42分 散会